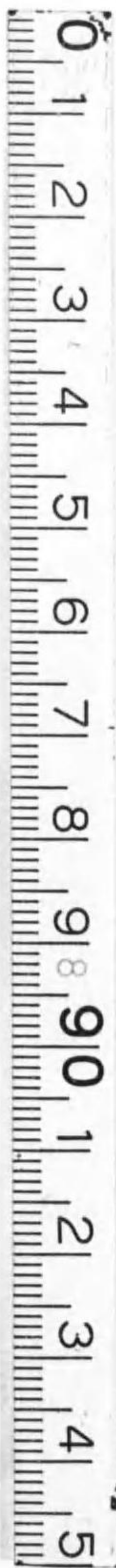


特 205

898

水產經濟

實業教育振興中心



始



特205
898



水產
經濟

實業教育振興中央會



目次

第一章 總說	一
第一節 國民生活と水産業	一
第二節 水産業及び水産經濟の意義	三
第二章 水産物の生産	九
第一節 水産物生産の意義	九
第二節 漁業生産要素	一〇
第三節 個別漁業經濟	三六
第四節 綜體漁業經濟	五一
第五節 水産養殖業	五三
第六節 水産製造業	六六
第三章 水産物の流通	七四
第一節 水産物流通の意義と特質	七四
第二節 水産物流通組織	七七

第三節	生鮮魚介類の流通組織	八四
第四節	水産物の輸送と貯藏保管	九一
第五節	水産物配給統制制度	九三
第六節	水産物の輸出	九五
第四章	水産金融	九七
第一節	水産金融の意義と特質	九七
第二節	漁業金融機關と金融方法	一〇〇
第三節	漁業金融の擔保物件	一〇六
第四節	漁業資金の融通上の一般的性質	一〇九
第五節	漁業金融經濟組織とその統制	一一七
第五章	大東亞水産開發と水産報國	一二九

第一章 總 說

第一節 國民生活と水産業

國民經濟は、國土と國民の質と量及びその統合力の如何によつて、盛衰消長する。國土とは一國の領有する自然界、即ち陸界・氣界・水界をいひ、國民とは一國に生活する人々をいふが、國土の位置がよく、有用資源を多く包藏し、民族の數が多く、且その質が優秀であり、更にそれらが離れ離れでなく、渾然一體となつて活動することができれば國民經濟は繁榮し、これらの要件の一つ或は二つ以上を缺けば衰退する。かくて國土の利用増進の秩序ある組織を確立することは、國民經濟の發展上極めて大切である。

さて四面環海の列島である我が國土は、海洋的特長を有し、國民も海洋國民としての資質に優れてゐる。水界は水運業及び水産業に利用され

るが、殊に水産業は水界資源の開発利用の點で、國土開發上特別の意義がある。即ち我が國民は建國以來今日まで、水界資源を重要な食糧源として開發し、各種の工業原料を得、水産物を外國に輸出するなど、水産業は經濟上重要であるのみでなく、その發達は國民の間に進取果敢・明朗濶達な氣風を漲らせて、海外發展の素因を作るなど、廣く國民生活上にも極めて重要な意義がある。

このやうに國民生活上重要な意義をもつ水産業は、水界資源の豊富なこと、國民がこれを開發利用する技術をもつこと、更にそれらの要素を統合して秩序ある組織を確立することによつて發展するのである。一定の秩序のもとに水産業の營まれる組織を水産經濟といふ。水産經濟秩序は基本的な諸點について、水産法制によつてその外形が整へられ保持せられる。

我々は、水産法制の學習とともに水産經濟についての知識を習得し、水

産業發展の經濟的條件を學び、以て一層立派な水産業の組織を確立して、我が國の重要産業たる斯業の進歩發展に貢獻するところがなければならぬ。

第二節 水産業及び水産經濟の意義

一、水産業の意義 水産業とは、水界を生産の基礎要件とする原始産業で、漁業をその本體とし、水産養殖業及び水産製造業を含むが、その一々について分説すれば次の通りである。

(一) 水産業は産業である。國民の物質生活の維持・發展のためには、國土(自然界)を相手として勞働し、生活に必要な各種の財を得なければならぬ。このやうな財を得ることを生産といふ。生産は財の種類によつて種々區別されるが、それら各種の生産が國民各自の間に分れて専門的に營まれる組織を分業組織といふ。分業組織は必ず交換組織を伴ふが、財の交換が物々交換の形式から貨幣を媒介とする賣買取引の形式に發達し、

廣い範圍に互つて行はれるに至るとき、その財を特に商品といふ。分業組織のもとで、財を商品として生産することを産業といふが、水産業はこの意味の産業の一種である。

(二) 水産業は原始産業である。産業は直接に自然界を相手として生産を営む原始産業と、自然界から得た財に更に労働を加へて利用價值を高める加工・製造業とに分れる。水産業は農業・林業・鑛業等とともに原始産業に屬する。

(三) 水産業は水界を基礎要件とする原始産業である。自然界を相手とする原始産業には、陸界を基礎要件とする農・林・鑛業があるが、水産業は水界を基礎要件とする原始産業である。

(四) 水界を基礎要件とする水産業は漁業を本體とし、水産養殖業及び水産製造業を含む。漁業は水界資源(水界生物)を自然のまま、で、一方的に採捕する労働(漁撈)を内容とし、したがつて自然によつて制限される。水産

養殖業は水界又は水界資源に人力を加へて、その蕃殖・生長をはかり、これを採捕する労働を内容とし、漁業が自然から受ける制限を緩和し、水界の開発利用を一層増進する。水産製造業は、漁獲物に更に人力を加へて、その價値を保持・増進する労働を内容とし、漁撈・水産養殖の目的を完全にす。漁業、水産養殖業及び水産製造業が一體となつて、はじめて水産業が産業として成立し發展するが、そのうちでも漁業が本體を成してゐるのである。

二、水産業の特質 次の二つの特質が最も大なるものである。

(一) 自然力の支配を受けることが大きく、人力による自然の克服利用の程度が低い。即ち生産の時期・場所・作業方式、規模の擴張又は縮小は、多くの點で自然力の制限・支配を受け、多くの危険を伴ひ、又生産の効果も自然力に左右されて豊凶の差が著しい。勿論、漁船・漁具・漁法の改良・進歩や、水産養殖の發達等の技術の進歩によつて、これらの制限をある程度まで

緩和することはできるが、現在では未だ甚だ不十分である。

(二)生産物が極めて腐敗・變質し易く、採捕後速にその價値を減少する。即ち腐敗・變質・損傷し易く、貯藏運搬によつて生産と消費との聯絡調節をはかることが困難である。處理・加工の技術の進歩によつて、これらの缺點をある程度まで緩和することはできるが、これも現在では未だ十分とはいへない。

かくて水産業は合理的な組織で営み難く、經濟上不利な條件を伴ひ國民經濟中でも比較的発展の遅れた産業である。

三、水産經濟の意義 漁撈・水産養殖・水産製造の活動はすべてまづ收支を豫定し、收支を調整する秩序のある組織で営まれてゐる。この收支調整の秩序のもとで営まれる水産活動の組織を水産經濟といふが、この意味の水産經濟は個々の水産業者の立場から見た收支調整の組織であるから、これを個別水産經濟と呼ぶ。これに對して綜體水産經濟がある。

それは國民(國家權力の範圍内のすべての人々)のすべての個別水産經濟を綜合した綜體であつて、國民經濟の水産經濟部門を成してゐる。

綜體水産經濟も亦一つの秩序をもつ組織であるが、個別水産經濟と綜體水産經濟との間には、多少性質上の相違がある。即ち前者は個々の水産業者が豫め計畫をたてて、これを實現しようとする組織であるから、意識的・計畫的であるに對して、後者は個別水産經濟の綜合體であるから、豫め全體としての計畫をたてて、これを實現しようとする組織ではなく、無意識的・無計畫的であるが、しかし一定の秩序がない譯ではなく、たゞそれが豫め明白にされてゐないだけである。したがつて國民經濟全體が自由經濟から統制經濟に進展するに伴ひ、綜體水産經濟も亦統制主義を原理とするに至るが、そのときには無意識・無計畫のものから、豫め全體的な計畫を定めて、これを實現しようとする組織になる。

廣く水産經濟といふ場合には綜體水産經濟を意味し、個別水産經濟は

その構成要素であると見るべきである。

四、水産経済の特質 水産経済はその構造が複雑で、系統ある組織の缺けてゐるために統制が困難である。

(一)水産経済の構造は、横斷的には水産物の生産流通及び水産資金の融通の三段階に分れ、縦斷的には漁業・水産養殖業及び水産製造業の三部門に分れるだけでなく、各部門に屬する個別経済は組織原理の異なつた多くの種類に細分されてゐるため、その内容が複雑である。蓋し、個別水産経済は自然的條件の異なる全国各地に分散してその數多く、又副業として他の産業に従事する傍ら、これを營む者も多く、その経済上の性質が異なるから、かゝる種々の個別水産経済より成る綜體水産経済は自然複雑な内容をもつこととなる。

(二)かくて水産業者の利害關係は、業種別・地域別或は業者各自の間に分れて一致し難く、水産経済には未だ系統ある組織が整つてゐない。その

ために統制が頗る困難である。

第二章 水産物の生産

第一節 水産物生産の意義

漁撈水産養殖・水産製造の結果として、國民生活上有用な財がつくられるが、かく水産活動の結果としてつくられる財を水産物といひ、水産物をつくり出すことを水産物の生産といふ。

水産物の生産例へば漁撈を營むには、漁船・漁具・燃油・氷・塩等の財を使用消費し、且勞力を費さねばならぬが、このやうに水産物生産のために必要な財と勞力とを水産物生産の要素といふ。およそ生産に當つては生産力の増進が最も重大であつて、なるべく少い生産要素を用ひてなるべく良質多量の水産物を得るに努めねばならぬが、(ア)水界資源、(イ)水産設備と水産技術、(ウ)勞働、(エ)それらの要素を合理的に働かせる經營が生産力の基

礎である。

古く自給自足經濟の時代には、生産者自ら使用消費する目的で、水産物の生産が行はれた(自己生産)が、現在ではこれを遊漁といつて漁業と區別する。又他人の注文を受けて、直接にその人に提供するために水産物の生産を行ふ場合(顧客生産・注文生産)もあるが、普通には廣く一般に向つて水産物を提供するために行はれる(商品生産・市場生産)。商品として生産された水産物は一定の價格で賣買される。かくて水産物の生産は、水産物といふ特定の財をつくるとともに、特定の價格の商品をつくるといふ二重の意味をもつてゐる。又生産要素も多くは價格をもつ財であるから、水産物の生産とは收支調整の一定の秩序ある組織で営まれる水界生物の採捕にほかならぬ。本章ではこの意味の水産物の生産について、まづ漁業生産から説明する。

第二節 漁業生産要素

一、漁場

(一) 漁場の意義と條件 漁場とは漁業生産を営み得る水界部分をいふ。即ち、水界中(ア)有用水界生物が棲息し又は洄游し、(イ)その採捕が技術上可能であり、(ウ)その上經濟上、收支相償ふ場所をいふ。

漁業生産力の増進は、漁場のもつ資源の種類・分量、採捕の難易位置の便否等によつて條件づけられる。

(二) 漁場の性質と種類 漁場は制限性・可變性・相互關性・多岐利用性の四つの性質をもつてゐるが、その各について次に説明しよう。

(ア) 漁場の制限性とは、右の條件を具備した漁場が水界の或部分に限定され、しかもその包藏する資源價值にも限度のあることをいふ。即ち漁場は面積・位置・資源内容に制限があり、殊に沿岸漁場には制度上漁業權が成立し、この方面からも制限される。

(イ) 漁場の可變性とは、漁場としての價值が自然的事情や技術的事情等

のために變化し易いことをいふ。

(ウ)漁場の相互聯關性とは、漁場が水界であつて一體をなし、相互に影響しあひ、又水界生物が移動するため、漁場相互間に密接な關係のあることをいふ。

(エ)漁場の多岐利用性とは、水界が立體的に利用することができ、又水界生物の種類が多く採捕方法もいろいろであつて、多面に利用し得ることをいふ。

漁場はいろいろな標準によつて種々に分類し得る。その位置と性質とを標準として、(1)淡水漁場(河川湖沼等の陸内水面の漁場)、(2)沿岸漁場、(3)沖合漁場、(4)遠洋漁場、(5)浅海漁場、(6)深海漁場に區別される。漁業生産は大體に於て、淡水漁場及び沿岸浅海漁場、沿岸沖合漁場、遠洋漁場、深海漁場の順を逐うて發達し、淡水及び沿岸浅海漁場に於ては、水産養殖が並び行はれる。次に法制上から區別すれば、公海漁場と領海漁場とに分れ、又漁

場の利用狀況を標準として、(1)未開拓漁場、(2)開拓當初の漁場、(3)開拓進行中の開拓漁場、(4)開發限界に達した限界漁場、(5)限界を越えて開發したために、資源の荒廢を來した荒廢漁場、(6)一方的な採捕のみでなく、養殖によつて資源の保持・培養の行はれる養殖漁場とに區別される。

(三)漁場の占有形態と經濟的性質 漁場の性質は右に述べた如くで、又その利用方法は一般に自然物の採捕であつて、必ずしも長く占有するの要なく、且多くの漁撈作業は多數の者の協同を必要とするため、漁場は個人占有の對象とならずに協同占有の形態をとる。即ち漁場は部落・漁業組合等の團體に占有され、多數の者の協同の稼場^{かさまば}としてその利益を保全し、各自がその利益を受ける制度が布かれる。團體占有の漁場については抽籤又は規約で定めた順番によるなど、その利用の機會が團體員間にならべく平等に與へられるとともに、各自の利用に多くの制限を課し協同利益の保全を期してゐる。他面に於て、漁場利用の技術の進歩に伴な

ひ特別に大規模の漁具や特別の設備を用ひるに至るが、それが個人の所有に屬するときは、漁場の個人占有の形態が成立し發展する。定置漁場、區劃漁場又は特別漁場は、地先水面専用漁場が協同的なるに對して個人的に占有されるが、團體(例へば漁業組合)占有の形態をとることもある。

漁業權制度上、漁場は土地と同様の性質をおび一種の財産と認められてゐる。しかるに漁場は、(ア)特定の漁具又は漁撈装置と一體となつて、はじめてその意義がある。(イ)又前に述べた漁場の性質から明かな如く、その利用價值即ち漁獲高は常に極めて不確實であり、漁場の改良によつても安定を期し難く、したがつて漁場が單に漁場として獨自に經濟價值をもち難い。(ウ)更に法制上個人財産の取扱を受けてゐるが、その本來の性質上、又慣習上の理由により、その使用・收益・處分は他の財産の如く個人の自由に放任されずに多くの制限を受けてゐる。なほ漁場の占有は陸内水面と沿岸の漁場に限られ、遠洋漁場は占有されないから、經濟上問題と

なるのは前者に限られてゐる。

(四)自由漁場制度と漁場經濟問題 多少の制限はあるが原則として漁場に關する諸事項は、漁場占有者(漁場主)の自由に許されてゐる。これを自由漁場制度といふ。次に主な事項について説明する。

(ア)漁場の賃貸借 漁場占有者は自ら直接にその漁場を利用して漁業を営まずに、これを他人に貸すことができる。この場合には期間を定めて賃貸料(漁場料・漁場代・網代料)をとるが、漁場賃貸料は基本的には次の如くに定まる。即ち同一の勞資を用ひて漁業を営む場合に、資源が豊富で、位置がよく、漁獲高の安定・確實な漁場は、そのしからざる漁場に比べて、より多くの収益を擧げ得るが、その差額が賃貸料である。勿論これは標準賃貸料で、實際の賃貸料は賃貸漁場に對する需要供給の關係により、この標準賃貸料を中心に上下する。

(イ)漁場の賣買 漁場占有者はその漁場を賣ることができ、その價

格は基本的には次の如くに定まる。即ち、漁場賃貸料を利子率（一般利子率に危険率を加へたもの）で換算した額をその標準価格とし、實際の価格は漁場に對する需要と供給との關係により、この標準価格を中心に上下する。

(ウ) 漁場の抵當 漁場は一種の財産であるから、漁場占有者はこれを抵當に供して資金を借入れることができる。貸借される額は前記漁場價格の何割かに定められる。

漁場はこのやうに經濟價值をもつが、その正確な評價は困難である。蓋し、(1) 漁場の經濟價值を決定する漁獲量が不安定・不確實であり、(2) 漁場利用の收支に關する資料が不備で、漁場賃貸料の標準を見定め難い上に、漁業のもつ危険率の程度も定め難いからである。

自由漁場制度のもとでは漁場の占有・賃貸・賣買等が自由であり、保守閉鎖的な非自由な制度に比べると、その開發利用を積極的に進めることが

できるが、各種の漁業權が同一水界上に設定される結果、漁場の合理的利用を妨げ、又漁場占有者は只管高い賃貸料や價格を得ようとし、賃借經營者は賃借期間中に只管多くの利益を擧げようとし、漁場を買入れた者は只管速に代價を回収しようとするため、濫獲に陥り漁場價值の保持・培養や漁場の改良などを考へない。元來漁場のために支拂ふ資金は、單に漁場の利用に對する權利のための資金で、漁場の實際の利用に投ぜられるのではない。それは直接には空費であり、それだけ漁業生産のための資金が犠牲になるわけである。況んや漁場に對する需要が多ければ、この空費はいよゝ多く、したがつて濫獲も一層甚だしくなる。かくて漁場利用の秩序は混亂し、協同利益の保持と實現との制度が破れ、漁場資源の荒廢を招く傾きがある。

漁場の制限性・可變性・相互關聯性・多岐利用性の性質のために、利己的な個々の漁業者に濫獲の防止、資源の愛護、利用價值の増進を望むことは不

可能であつて、多數の者のために漁利を永續させるには、從來の如き個人本位の自由漁場制度を改め、漁場の各種利用方法を綜合して相互の調和をはかり、漁場の最も合理的、完全な利用計畫をたて、これを實現するの秩序を確立せねばならぬ。

二、漁業労働

(一) 漁業労働の意義と特質 水産物生産を目的とする働きを漁業労働といひ次の如き特質を具へてゐる。即ち漁業労働は、(ア)水界で営まれ、生命の危険、作業の困難、生活の窮屈を伴ふ。(イ)多數の者が多方面から協力する集團労働であることが多い。(ウ)労働者に具はつた技能を主要要件とし、多面的・經驗的な熟練を重んずべき労働である。(エ)したがつて労働適用の範圍は地方的に或は漁業種類的に限定され、又相互親密な者の間に組織されねばならぬ。(オ)漁業労働は季節的にも時間的にも繁閑の差が大きく不規則不均一である。(カ)労働場所に往復するための時間が

長く、眞に漁撈のために用ひられる時間が短い。これらの特質のために漁業労働の生産性は低く、労働事情は特殊性を帯び、労働者の保護その他労働条件改善の施設を實施することが困難である。

(二) 漁業労働の種類 漁業労働は種々の標準によつて類別されるが、その主なものを挙げると次の通りである。即ち(ア)中樞労働と補充労働、(イ)普通の労働と特殊技能の労働、(ウ)頭脳労働と筋肉労働、(エ)獨立(自家)労働と被傭労働、(オ)常雇労働と臨時雇労働。

(三) 漁業労働制度 漁業労働は、漁船・漁具等の労働要具と勞力との結合方法の如何によつて、經濟上の事情が異なる。

(ア) 自家労働制度 漁業労働要具を自ら所有し、自ら使用して、單獨にもしくは家族とともに労働する制度で、労働報酬に關する特別の問題を生じない。しかしこの制度でも仕事の繁閑によつては、他の勞力を求め、又は他に勞力を提供する。

(イ) 協働労働制度 漁業生産の規模が大きく、多くの者の協同労働を必要とする場合には、船主又は網主は労働要具を提供し、自ら労働要具を所有しない者は労力を提供し、兩者相寄つて漁業生産を組織して、相共に働き収益を分配する。この制度を協働労働制度といふ。歩合(歩方)制度又は船仲間・網組制度と呼ばれてゐるのは、多くこのやうな関係をもつてゐる。この制度では労働報酬が特別に問題となるが、雇主たる船主・網主と労働者とは身分上甚だ親密な親子・主従の関係で結ばれてゐる。

(ウ) 賃銀雇傭制度 漁業の規模が大きく作業が比較的簡単な場合には、労働者は單なる働き手として、雇主との間に自由に賃銀を契約して雇傭せられ、その下で労働に従事する。これを賃銀雇傭労働制度といふが、補充労働・臨時労働・特殊技能の労働の多くは賃銀雇傭労働であり、又大規模の遠洋漁業や北海道及び北洋方面の漁業に於ては、普通の中樞労働も亦賃銀雇傭労働である。

(四) 漁業労働報酬 協働労働制度や賃銀雇傭労働制度にあつては、労働者に對する報酬の額や支拂方法が問題である。労働者の生活の保障、労働能率の發揮のために、その適正明確を期せねばならぬ。

(ア) 協働労働制度における報酬は一般には漁業収益分配の形式で支拂はれるが、漁獲物賣上金を漁船・漁具の提供者と労働者とに一定の率で分配し、或は漁獲物賣上金から所要経費を差引いた残額を一定の率で兩者に分配し、労働者の分配總額を更に参加労働者に平等に、又は地位資格に應じて細分して給與する。この方法では労働報酬額は不確定であり、額の少い場合には網主・船主は労働者に前貸を行つて労働者の生活を扶助するが、そのために兩者の関係が緊密となる反面、労働者は屢々束縛を受けられることとなる。そこで分配制に代つて拔足制又は定額・歩合並用制が採られることもある。拔足制とは、最低保證賃銀を定めるとともに分配制を採り、もし實際の分配計算額が前者に充たぬときは、約定賃銀を支拂ひ、

その他のときは分配額を給與する制度で、並用制とは、約定賃銀のほか、漁獲物の多少に応じて漁業収益の一定率を給する制度である。

(イ) 雇傭労働に對する賃銀は、常雇の中樞労働者については、多く漁期間勞賃を約定し、臨時雇の補充労働者については、日給又は月給を約定し、又特殊技能の労働者については月給制を採る。普通の漁夫に對しても月給制を採用することもあるが、多くは漁期間給である。約定勞賃のほか、に割増を與へて労働能率の發揮を奨励するには種々の方法がある。

漁業労働報酬については、必ずしも貨幣のみに限らず、實物⁽¹⁾とときには漁獲物⁽²⁾で支拂はれること、漁期中の食糧その他の實物給與が行はれること、報酬額の不確定を補ひ且労働者の雇入を確保するため、勞賃の前貸が行はれ、諸種の弊害の伴ふことなど注意せねばならぬ問題がある。

(五) 漁業労働者の雇入 漁業労働は季節的に繁閑の差が大きく、勞力需給調整が大切であるが、(ア) 漁業労働の性質上、その調整され得る範圍が狭

く、(イ) 適切な勞力の需給調節の機關と施設がないため、労働者側に不利益な雇入の方法が今なほ存し、種々の弊害を伴なつてゐる。北海道及び東北方面のいはゆる北洋漁夫供給地に於ては漁夫供給組合があり、雇入の弊害矯正に努めてゐるが、更に全國に互り統一ある勞力調整の設備と、國家のこれに對する監督統制とが必要である。

(六) 漁業労働者保護 漁業労働の特質のために漁業労働制度は甚だ複雑であり、労働制度上の弊害の改善も簡單ではないが、漁業労働者保険制度、適正な労働報酬もしくは勞賃保護の制度、勞力需給の調整施設、教育施設等、水産經濟全般の發展を目標として、漁業労働に關して施すべきことは極めて多い。

三、漁業労働要具

(一) 漁業労働要具の意義 漁業労働要具とは、漁業生産に於て労働を媒介し、労働を節約し、作業を容易・強力・敏活にし、生産能率を高めるものをい

ひ、漁撈要具と漁業設備とを含む。

(二)漁撈要具 漁撈要具とは、水界における漁撈作業に必要なものをいひ、漁船・漁具及びその他に大別することができる。

(ア)漁船は水上に浮き積載力があるので、漁場への往復運搬・漁撈作業に缺くことを得ない。漁船は単に船體だけでなく、その装備たる機關・無電魚槽・冷蔵設備、漁獲物の處理・加工・製造設備等をも含み、漁業の發達は漁船の發達によるところが大きい。

漁船については造船業の發達をはかり、船價の低減を期せねばならぬが、それにはまづ主要な漁業についてその船型を統一し、次いで一定の造船計畫をたて秩序ある造船事業の組織を確立せねばならぬ。又漁船の遭難危険に對しては、安全保障制度と漁船保險制度を振興せねばならぬ。

(イ)漁具は水界生物の採捕に直接役立つものであり、主漁具と副漁具とに分れる。主漁具中重要なものは網漁具で、釣漁具は概して小さく、延繩

曳繩等がその大規模なものである。漁具はその材料構造によつて漁撈効果を左右するが、構造の大なるものはその運用に機械・動力を要し、殊に海上で大規模の漁具を運用するには大型の強力な漁船が必要である。

漁具には種類が多いが、殊に網具・綱索類等重要なものについては、規格を統一し、製造注文を統制し、計畫的な製造と配給とによつてその價格の低減をはかることが必要である。

漁船・漁具は價格の大なるものであるから常に修理を怠らず、保存の方法を講じ以て耐用期間を長くし、その利用効果を大ならしめることが必要である。

(ウ)そのほかにも漁業生産に必要なものは多いが、漁船用燃料・餌料・漁獲物貯藏用の氷・塩並びに處理加工に要するものが主なものであつて、その需給の調節、圓滑な配給の組織が必要である。

(三)漁業設備 漁業設備は漁業生産に便宜を供し、これを圓滑に進捗さ

せる設備で、海上設備としては主として漁獲物運搬船と漁業用資材運搬船とがあり、陸上設備には種々あるが、その主なものは次の通りである。

即ち、漁船の繫留・修理・機關の修繕等漁船に關する設備、漁具の修理・保存の設備、氣象觀測・通報・無電の設備、漁夫・船員の宿舍・貯炭・貯油の設備、船内必需品(船具・糧食等)供給の設備、荷物揚卸の設備、漁獲物の處理・加工・製造並びに運搬・貯藏・保管の設備等であり、漁業に陸岸を使用する場合には、一定面積の土地と工作物とが必要である。そして漁業設備の多くは、多數の漁業者が共同して利用することができ、又共同利用の場合にその利用効果が大きいことは注意すべき點である。

漁業設備中特に重要なものは漁港である。漁港とは、漁業生産の維持・發展に必要な海陸一體の設備をいひ、海陸聯絡の接合點であり、漁業の策源基地として重要な意義がある。したがつて、港灣埠頭その他漁業生産に關する一切の設備を具へる必要がある。漁港の利用は公共的である。

から、公共事業としてこれを設備・經營してゐる。漁港の極めて小さいものを船溜又は船澗といひ、漁船の繫留その他の設備を要する。その利用の公共的なるため漁業組合が共同施設として、これを設備・經營してゐる。

四、漁業經營

(一) 漁業經營の意義 漁業生産要素を組合せて、漁業生産を営む活動の一體を漁業經營といひ、漁業經營は漁獲物の種類や、漁撈方法に應じて適切な漁具・漁船その他の漁撈手段と勞力とが、適正な比率で組合はされてゐることを要する。比例均衡を失つてゐると、漁業經營の効果を十分に擧げることができない。遠洋漁業にあつては主として漁船が、又沿岸漁業にあつては主として漁網が、漁業經營組織を定める重要要素であるが、更に機械利用によつて大規模の漁船や漁具の使用が可能となるから、機械利用の程度も亦漁業經營組織を決定する重要要素である。

(二) 漁業經營の特質 漁業經營は漁業種類別に、又地方別に種々の特質

をもつが、各種の漁業經營に共通な特質として次の六つの點を擧げることが出来る。

(ア) 移動性 定置漁業の場合を除き、漁業は常に經營の場所を變へて移動する。殊に遠洋漁業の場合には、魚群を追うて移動する範圍が頗る廣い。

(イ) 危険性 漁業生産は自然力の支配を受けることが多く、技術の發達も未だ十分にこれを緩和克服し得ず、したがつて漁船・漁具の流失・破壊や、従業者の災害等、漁業經營には自然力による大きな危険を伴ふ。

(ウ) 不安定性 漁業生産を支配する自然條件は複雑で、變化し易いため、漁業經營は安定性に乏しい。

(エ) 不確實性 漁獲の豊凶が不確實で豫定の効果を收め難い。

(オ) 中斷性 漁期・天候・漁況によつて經營が中斷されることが多く、遠洋漁業のうちで周年操業し得るものでも漁船の積載力に制限があるため、

折角大魚群に遭遇しても漁撈を切上げねばならぬことがあり、漁業經營は恒續性を缺く。又全操業時間中、實際に漁撈作業の行はれる時間は極めて短く、その一部に過ぎない。

(カ) 應變性 以上の特質によつて漁業經營は臨機に應變し得る融通性を具へてゐなければならぬ。

これらの特質のあるために漁業労働生産力は残念ながら低いのであるが、一方に於て技術の改良・進歩によつてその不利を補ふとともに、他方に於て危険性に對しては保險制度を擴充し、不安定・不確實性に對しては漁場資源の培養、漁場の探査、漁況通報の組織を整へ、漁獲高平均を目的とする施設を工夫し、中斷性に對しては多數の經營を統合して、漁撈作業の連續性を高める組織を考慮せねばならぬ。

(三) 漁業經營の種類 漁業經營の種類は全國を通じて數千に上るが、經濟上注意すべき分類として、次にその主なものを掲げておく。

(ア) 大規模經營と小規模經營 使用する漁船漁具が大きく、従業労働者も多くて、大量の漁獲を挙げ得る經營を大規模經營といひ、しからざるものを小規模經營といふ。大規模經營は多少分勞組織を採用し、それによつて労働生産力の増進をはかることができるのみでなく、多くの點で有利なことがある。

(イ) 労働集約經營と設備集約經營 前者は生産要素中労働が比較的大部分を占めるもの、後者は漁撈要具が大部分を占めるものをいふ。漁業の發達に伴ひ漁業經營は漸次設備集約經營となる傾向がある。

(ウ) 周年經營と短期經營 一年を通じて經營できるか否かによる區別であるが、漁業經營は遠洋漁業の如き場合を除き短期經營が多い。

(エ) 單一經營と多角經營 漁獲物の種類や漁法が固定してゐて、經營組織の轉用が不可能なものを單一經營といひ、經營組織を根本的に變更せず、他の漁獲物や漁法に轉用し得るものを多角經營といふ。前者にお

いて漁業經營の特質が著しく現れる。

(オ) 專業經營と副業經營 これは説明するまでもない。沿岸小規模經營には副業經營が多い。

(カ) 單一組織經營と統合組織經營 前者は個々分散した單位で經營されるもの、後者は多數の經營を綜合して更に一體として組織された經營をいふ。工船式や母船式漁業は統合組織の好例であるが、この組織にあつては極めて合理的な經營がなされ、種々な點で利益を大きくすることができる。しかし統合組織の規模にも自ら限度があり、又漁業の種類によつては必ずしもこの組織を採り得ない。

漁業經營については、その地理的分布が問題になる。分散状態と集中状態とに分つことができるが、それは漁場の分布状態・漁業經營規模・漁業經營上有利かつ便利な設備の分布状態によつて定まる。

漁業經營にあつては、これらの立地條件を考慮して、最も適切な場所

を選定せねばならぬ。沖合・遠洋漁業にあつては、經營の分散・集中の状態は海陸接合點たる漁港の分布状態によつて見るのほかに、大規模遠洋漁業は少數の大漁港に集中し、小規模の漁業は多數の小漁港に分散する。

五、漁業經營費

(一) 漁業經營費の意義 漁業經營には豫め生産要素を調達せねばならぬから貨幣を要する。これを漁業經營資金といふ。又漁業生産は生産要素を使用・消費することによつて營まれるので、それだけ漁業經營資金を減失する。この減失した額を漁業經營費といふ。次に漁獲物の販賣によつて得た貨幣を賣上金又は總收益といひ、賣上金より漁業經營費を回収した残額を純收益又は利潤といふ。漁業經營については漁業經營費と漁業収益との關係を研究せねばならぬ。

漁業經營資金と純収益との比率を収益率といひ、資金の投下から回収までの流轉を資金の回轉といふ。又一年間の回轉度数を回轉率といひ、

同一額の資金による漁業經營では回轉率が大なるほど収益率が大きい。

(二) 漁業經營費の種類 大體次の如くに分類することができる。

(ア) 直接費・間接費・附帶費 直接費とは、一定量の漁獲物の生産に直接に必要なとされる費用をいひ、出漁航海費、即ち燃油・氷・塩・餌料・食糧のための費用である。間接費とは、一定量の漁獲物について直接に必要なではないが、それなしでは漁業生産の營まれぬ費用をいひ、漁船・漁具その他の設備に必要な經費、租税・公課、借入資金の利子等が含まれる。附帶費とは、漁獲物の生産に必要な費用でなく、その販賣に關して必要な費用をいひ、荷揚料、運搬料、販賣手数料、函・樽等容器費、貯藏保管料、運賃等がある。

漁業經營費と關聯して、漁業資金の區別を考へねばならぬ。漁業資金は固定資金と流動資金とに區別される。前者は、漁船・漁具・設備の如く、幾回も繰返し利用される生産要素に投下された資金で、一時に多額を投下されるが、その回収は利用中の總漁獲量に配賦されて徐々に行はれる。

この配賦額を固定資金の減價償却費といひ、經營費(間接費)の一部を構成する。後者は、燃油・氷・塩・餌料・食糧等の如くに、一回の生産に使用し盡される生産要素に投下された資金で、毎回の漁獲物の販賣によつて回収せらるべき性質をもつてゐる。

(1) 確定費・比例費・遞増費・遞減費　確定費とは、漁獲量の増減に拘らず一定額を必要とするもので、間接費は大體確定費である。比例費とは、漁獲量の増減に比例して増減するもので、附帶費は大體比例費である。遞増費とは、漁獲量の増加割合以上の割合で増加する費用をいひ、遞減費はその反對のものをいふ。遞増費や比例費を節約して、確定費や遞減費の占める比率を大きくし、總經營費を漁獲量の増加に對して遞減させることが漁業經營上望ましい。そのためには、漁業經營費を分析研究して、その性質を明かにし、總經營費を遞減させるやうな經營組織を工夫せねばならぬ。

漁業經營費は、漁獲物價格の基準であるが、漁獲量は不確實であるから、毎回の漁業生産の所要經營費と漁獲物價格とは一致しない。長期に互つて推算すれば、兩者は略一致せねばならぬはずである。

(三) 漁業會計及び漁業簿記　漁業經營については、收支關係又は損益關係を明かにし、以て收支調整の秩序を保たねばならぬ。漁業經營について收支の關係を合理的な方法で計算し、その状況を明かにすることを漁業會計といひ、その結果に基づき状況を明示する書類を貸借對照表といふ。會計上漁業經營は借方と貸方とから成り、借方とは漁業經營資金の側の状況をいひ、貸方とは漁業収益を生ずる作用を營む生産要素その他の現物の側の状況をいふ。

漁業經營に當つては、借方及び貸方の雙方に於て、常に増減が繰返されるのであるから、收支について一定の項目を定め、明瞭正確に記録せねばならぬ。漁業經營上の收支の事項を合理的な方法で記録することを、漁

業簿記といふ。我が漁業者の多くは、漁業會計や漁業簿記を忽にしてゐたため、經營上の缺陷や改善すべき點を辨別し難く、漁業經營を合理的にする上に多くの支障があつたが、今後は漁業簿記と漁業會計を實施し、以て漁業經營の合理化を工夫することが望ましい。

第三節 個別漁業經濟

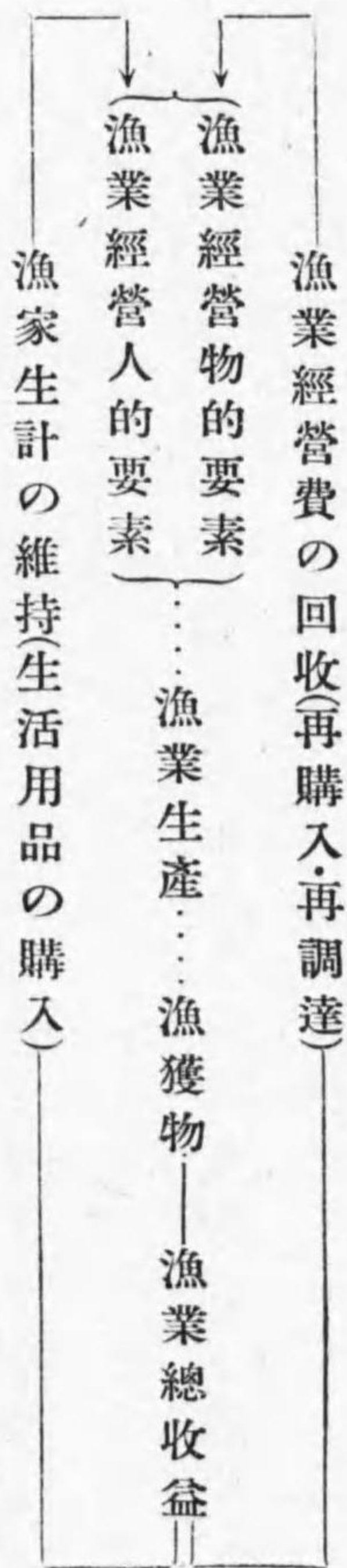
一、個別漁業經濟の意義 收支調整の秩序をもつ組織を個別經濟といひ、それが漁業經營によつて維持されてゐる場合に個別漁業經濟といふ。個別漁業經濟は或は一つの漁業經營から成り、或は多數の漁業經營から成るが、いづれにしても國民の綜體漁業經濟を構成する單位である。漁業經營に投ぜられた資金が収益を生むか否かは必ずしも確實でなく、個別漁業經濟は損益の危険を伴ふ。漁業者はこの危険を負擔して漁業を企圖し、創設し、運營し、得失の結果を負ふが、個別漁業經濟とは、このやうに漁業の企圖・運營收果によつて收支を調整する組織をいふ。

個別漁業經濟は、その組織・運營の原理を標準として、生業的漁業經濟と企業的漁業經濟とに分けることができる。前者は漁業者が生業として漁業を營む場合で、(ア)漁船・漁具の所有者が自ら漁撈作業に従事し、(イ)漁獲物賣上總収益を自己の所得とし、(ウ)そのうちから漁業經費を償ひ、家族の生計を維持する。我が國の多數の沿岸漁業や大部分の沖合漁業がこれに屬する。後者は、資本家が利潤を目的として漁業に資本を投下し、多數の労働者を雇入れて大規模に經營する場合で、(ア)漁船・漁具等の漁業經營の物的要素は資本家が所有し、漁撈作業は多數の賃銀労働者が擔當し、(イ)漁獲物はすべて資本家の有に歸し、(ウ)その賣上總収益より前拂資本即ち漁業經費を除いた利潤は資本家が取得する。大規模の沿岸定置漁業の一部や、遠洋漁業がこれに屬する。

二、生業的漁業經濟

(一) 生業的漁業經濟の條件 生業的漁業經濟に於ては、(ア)漁業經費を償

ひ、漁業經營を永續せしめ、(イ)漁業勞力の供給を確保するに足る漁業収益がなければならぬ。したがつて次の如き關係が成立する。



漁業収益は漁獲量と魚價とによつて定まるが、漁業の種類によつて漁期に制限があり、經營規模も技術もそれ〴〵特定してゐるから、一年中の漁業収益を大ならしめるために、その轉換・結合につき種々工夫するところが必要ならぬ。

(二) 生業的漁業經濟の類型 生業的漁業經濟は、組織上次の三つに分類される。(ア) 家族的漁業經濟は個々の家族を單位として組織され、極めて小規模なもので漁業収益分配の問題を伴はず、たゞその一部を漁船・漁

具の維持にあて、一部を家族の生計維持に一部を公課に向け残部を積立てる。(イ) 同族的漁業經濟は、親戚・知友等の比較的狭い範圍で結ばれた者が集つて組織し、漁業収益を參加者に分配する。分配方法の多くは、漁獲物賣上總収益から漁期間の總經費を除き、その残額を一定の比率で漁船・漁具及び勞力に分配する。(ウ) 協働的漁業經濟は、數十以上の漁業者が集つて漁船・漁具等を共同して醸出・調達し、各自漁撈作業に従事するもので、漁船・漁具の醸出方法によつて、(1) 共有協働の組織と、(2) 私有協働の組織とに分れる。勞力のみを醸出する者もある。網組・船仲間等といはれるものは概ね協働漁業經濟に屬する。

(三) 漁家經濟と漁村經濟 個々の漁業家族を單位とする收支調整の組織を漁家經濟といふ。漁家は或は(ア) 自ら單獨に小規模の漁業を営み、或は(イ) 他の漁家と協同して漁業を営むが、この場合には醸出の目的物や協同の仕方が種々である。或は(ウ) 他の方面に賃銀勞働者として雇入れら

れることもある。漁家經濟の單位は漁業經濟の單位と同じくはないが、極めて密接な關係にあり、漁業經濟を基礎として成立つものである。

漁家の收支調整を家計といひ、収入・支出・調整・治産をその内容とする。一定期間における収入と支出とは均衡を保つべく、これを得しむることを調整といひ、調整の結果を適當に處置することを治産といふ。折角漁業經濟上の收益分配が宜しきを得ても、家計の經理を誤つては生活は安定せず、家計の經理が宜しきを得れば生活は安定し、漁業經濟の基礎を強固にすることができ、漁家家計の方法は概ね一年を單位に豫算・現計・決算の三段に分れて行はれるが、多くの漁家はその家計經理の形式が粗略に流れ、甚だしきは全く無秩序に行はれてをり、漁家の經濟的窮乏の原因の一半はこゝにある。故に漁業者は家計簿を具へて家計上の収入・支出の事項を明細に記入し、その均衡に留意して調整を試み、家計の基礎を安固・確實にする治産の方法を講ぜねばならぬ。

多數の漁家が相集つて形造つてゐる村落を漁村といふ。漁村は生業的漁業經濟をその産業的基礎とする村落であるから、漁村で營まれる漁業の種類・經營規模・經濟組織により、又各個の漁家が上述の漁業經濟上の關係中いかなる地位にあるかにより、その經濟上の構造が區別される。

漁村は一般に生業的漁業經濟に立脚してゐるので、漁村繁榮の基礎條件は、(ア)漁場の資源價值が豊富で、且合理的な秩序のもとで利用されること、(イ)漁場の開發に必要な物的並びに人的要素が十分に具備されてゐること、(ウ)各種の漁業が經營費を償ひ、生計維持に十分な收益のあること、(エ)漁獲物の價格が適正であることなどである。これらの事情を明かにして漁村の經濟構造を研究し、漁村經濟改善の資料を整備することを漁村經濟調査といふ。これは漁村經濟の實體を明確にし、その改善策を樹立し實施する上に極めて必要であるから、常に合理的な方法で調査を行ふべきである。

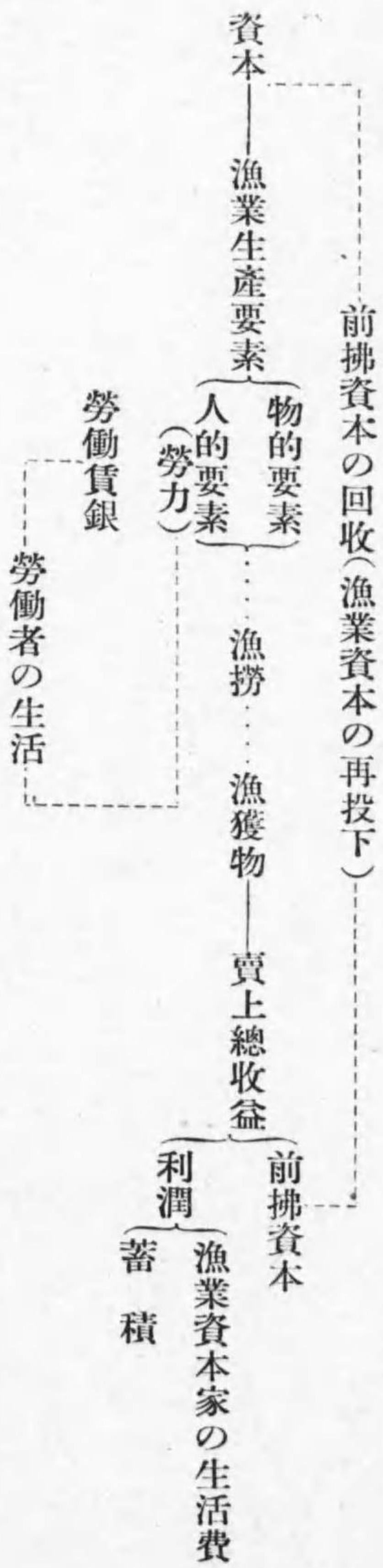
三、企業的漁業經濟

(一) 概説 資本家が利潤の造成・取得を目的として、漁業に資本を投下して営む場合に、その組織を漁企業といひ、損益負擔の主體を漁企業者といふ。企業的漁業經濟の根本條件は、(ア) 漁企業者の許に資本があり、(イ) 自ら資本を有せず、たゞ勞力を提供して賃銀を受ける多數の勞働者があり、(ウ) 大規模經營を有利ならしめる條件を具備し、(エ) 大量の漁獲物を販賣し得る市場のあることなどである。

生業的漁業經濟と企業的漁業經濟とは、(ア) 資本と勞働との結合せると分離せると、(イ) 損益の危險に對する負擔が共同的か一方的か、(ウ) 生計維持が目的か、資本蓄積が目的かなどの點で異なる。

企業的漁業經濟に於て漁企業者は、資本の一部で漁業經營に必要な物的要素を購入・調達し、一部で勞働者を雇入れ、兩者を結合して生産を営み、その漁獲物を販賣して得た漁業總收益から前拂資本を回収し、殘餘を利

潤として一部を生活に費し、一部を貯蓄する。この關係を示せば次の通りである。



企業的漁業經濟は資本中心に行はれるが、元來資本は収益性・安全性・確實性を要求するのに、漁業は概してこれに反するから、この矛盾を解決することが重要である。

(二) 企業的漁業經濟の類型 漁業資本の合成方法によつて、企業的漁業經濟を分類すれば次の三つになる。

(ア) 單獨(個人)漁企業 一人が漁業資本を醸出し損益の危險を自ら負擔

する組織で、機敏な活動に適するが資本少く企業に永續性が乏しい上に、大規模經營に適せず安全性・確實性に劣る。

(イ) 組合漁企業 相互に親密な少数者が資本を醸出し、漁企業經營の活動を分擔する組織で、單獨企業に比し資本額、規模、危険の分擔、永續性に於て優れてゐるが、資本醸出者の範圍が狭過ぎ、長所を十分に發揮し難い。

(ウ) 會社漁企業 多數の者が資本を醸出して巨額の漁業資本を合成する組織で、經營規模の擴大、損益危険の分散、多數漁業經營の統合、有能者の企業參加等の點で優れ、漁企業の有利・安全・永續を期することができる。會社には責任と事業經營の分擔如何によつて種々の形態がある。商法では、(1) 無限責任社員のみが持分を以て組織する合名會社、(2) 無限責任社員と有限責任社員とがともに持分を以て組織し、前者のみが事業經營に携はる合資會社、(3) 有限責任の多數の株主が株式を以て組織し、株主中から選任された重役が事業經營の衝に當る株式會社、(4) 無限責任社員を持

分と株主の株式とを以てする株式合資會社の四つを認め、別に有限會社法による有限會社がある。

以上のうちで株式會社が最も重要であるが、株式會社は七人以上の株主より成り、資本は株式に分割され、株主はその引受けた株式の限度に於て責を負ひ、醸出額に應じて利益配當を受ける。會社企業の運營機關として株主總會、取締役及び監査役がある。株主總會は最高議決機關であり、取締役は會社を代表して業務經營の衝に當り、監査役は業務遂行に關する検査を行ふ。株式會社は株主の責任の有限、株式額の僅少、株式讓渡の自由のため、巨額の資本を吸収し得、經濟界に於て首位を占めてゐる。

有限會社は合名會社と株式會社の長所をとり、その中間にあつて特殊の地位を占めるもので、設立手續の簡易、社員責任の有限、人的信頼に基礎をおく點に特色があり、小企業の場合により企業を合理的に組織するに役立つところが大きい。

漁業の發達に伴なひ經營規模が大となり、巨額の資金の必要が増すから、漁業にも企業組織の發達する傾向が見られるが、漁業は一方に於て、(1)多面的技能を具へた熟練労働を必要とし、(2)労働者相互の親和協勞組織によらねば労働能率を發揮し難く、(3)勞力の需給調節が困難であり、他方に於て、(1)自然力の支配を受けることが多く、(2)場所的並びに季節的制限性があり、(3)危険性・不確實性・非安定性等の特質を具へてゐるため、大企業組織を採り難い。これ我が國漁業に於て株式會社企業組織が少く、個人企業や生業的漁業經濟組織が多く、又同族的もしくは協働的漁業組織の多い所以である。

四、協同組合漁業經濟 既に述べた如く、企業的漁業經濟が資本の利殖を目的として、多數の労働者を雇入れる資本家の營む組織と、又協働的漁業經濟が網主又は船主とこれに従ふ協働労働者との營む組織であるのに對し、協同組合漁業經濟は、資力薄弱な多數の漁業者を組合員とし、相互

扶助と經濟的平等との原理に則り、多數組合員の共同出資と協同作業とによつて漁業を經營し、協同經濟の利益を擧げんとする組織である。

協同組合漁業經濟には、漁業協同組合と漁業實行組合とがある。漁業協同組合は既に學んだ如く漁業組合の一種であり、責任組織の出資制組合であるが、その事業の一部として行政官廳の許可を得てその有する漁業權又は入漁權の範圍内で特定の漁業を營み得る。

漁業協同組合が漁業を自營する場合に、その漁業經濟が協同組合的組織をもつことはいふまでもないが、このほかに漁業組合員中のある者が重要漁業種類について、相互に協同して一組合を組織して漁業を營むことがある。これを漁業實行組合といふ。漁業實行組合の多くは、從來各獨立して相互に競争してゐた網組又は船仲間が合體して、新に一つの漁業經濟を組織し、近代的な協同經濟の原理に則り、その基礎を強固にして漁業の維持發展をはからうとするものである。

五、漁業經濟の財務經理 個別漁業經濟は漁業活動の計畫實施に關する收支調整の單位であり、多數の漁業經營より成るときは各經營の收支が綜合されて個別漁業經濟の收支を形造る。收支調整の秩序は貨幣による計算に基づいて保持される。即ち漁業經濟に於て所要資金が釀出されると財務經理が始まり、支出・收入調整處理より成る財務經理によつて漁業經濟が保持される。

まづ支出と收入とについて略説すると、支出には經常支出と臨時支出經營別(事業別)支出と一般共通支出とがある。一般に漁業經營費がその主な項目であることはいふまでもない。支出については、その目的と收支の均衡とに照らして節度を守るべきは勿論、支出の大部分を占める漁業經營費に關しては、購入すべき漁業經營要素の品質・分量・價格に留意し、その利用效果(生産能率)を高めるべき合理的な經營方法を講ずることが緊要である。収入は支出と相應するものであるから特別に説明する必

要はないが、収入として最も大切なのは漁業收入(漁獲物賣上收入)なること、収入の多きを望むのあまり、漁業經濟上の財産の一部を濫りに賣却して、却つて漁業經濟の永續を不可能にするやうなことの不可なることを指摘しておく。

收支に偏差の生じたときは、その事情に應じて調整すべきである。即ち収入不足に對しては借入によつて調整すべく、一時的な調整は短期償還の借入によるがよい。長期償還の借入は長い間漁業經濟の負擔となるから警戒を要する。一定期間末には資産利益又は負債(缺損)が現れるが、この損益を處分することを財務處理といふ。負債は速に返済すべく、利益は積立て、もしくは利益分配の方法で漁業參加者(資金釀出者)に分配するが、不慮の事變や事業擴張の準備として積立を行ふことは、堅實な處理方法である。

漁業經濟の財務經理を適切に行ふには、漁業會計の方法によらねばな

らぬ。漁業會計は一年又は一漁期を會計期間とし、この期間における豫算・現計・決算の三段に分けて行はれる。豫算は經理の計畫であり、現計は經理の實行・決算は經理の締結である。

會社組織その他の秩序立つた漁業經濟にあつては、會計が比較的嚴密に行はれてゐるが、その他の組織のものでは疎略に流れやすく、甚しきに至つては全く無秩序でさへある。蓋し(ア)漁業經濟組織そのものの性質が普通の會計方法をそのまま採用し難く、しかもそれに適した會計方法が未だないのと、(イ)漁業者に經濟的知識と訓練とが不足し、漁業者はたゞ漁獲自體を目的とし、永續して漁業を合理的に營むための經濟的基礎を強くし、秩序立つた組織を確立するが如きは思ひもよらぬことと放置してゐるのとである。漁業が事實以上に經濟上不利不確實なものとして危険視され、漁業者がともすれば經濟上不利な地位におかれてゐた理由の一半は漁業者の側にあるのである。宜しく漁業經濟に適切な會計形

式を整へて、合理的な財務經理を實行し、漁業經濟の秩序立つた組織を確立して、その存續を安固・確實にせねばならぬ。

第四節 綜體漁業經濟

一、概説 漁獲物の生産に關與するすべての人々も、又漁獲物を消費するすべての人々も、一體にまとまつた組織のある國民協同生活を營んでゐる。國民の範圍内のすべての個別漁業經濟を包括した綜合體を綜體漁業經濟と呼ぶが、それは農業經濟・工業經濟等に對して、國民經濟の漁業經濟部門を形作つてゐる。個別漁業經濟と綜體漁業經濟とは、個と全との關係にあり、綜體漁業經濟と國民經濟とは部分と全體との關係にあり、それらは相互條件及び相互影響の關係に立つてゐる。個別漁業經濟を學習した我々は、更に進んで綜體漁業經濟の研究に入らねばならぬ。

綜體漁業經濟は、漁獲物の生産・消費の適合を原理とする秩序を具へてゐる。現今の産業別分業の發達せる組織のもとでは生産・消費の適合は、

漁獲物の價格を中心に需要供給の關係を通じて行はれるので、綜體漁業經濟の秩序は更に漁獲物の需給適合に必要な魚價水準の保持、各漁業種類間の均衡ある發展、漁業者間の利益の調和、漁業全體の生産力の増進を原理としてゐる。この秩序や原理は必ずしも常に意識的・計畫的なものではなく、個別漁業經濟が一定の目的を實現する意識的・計畫的な秩序ある組織なるに對し、綜體漁業經濟の秩序はいはゞ自然状態におかれてゐた。したがつて、綜體漁業經濟の大勢は、社會の自然力によつて決せられ、その秩序は「見えざる手」に導かれて保持される。しかし、將來はかゝる自然的な原理や秩序に任すべきでなく、自ら目的を實現する意志經濟への進化を望まねばならぬ。又事實その方向に進みつゝあり、「見えざる手」の指圖による秩序の保持が「聽ゆる聲」の號令による秩序の保持にかはりつつある。その進化の段階は次のごとくである。

一、自由主義漁業經濟

(一)自由主義漁業經濟の意義と原理 綜體漁業經濟が、個々漁業者の個人利益追求の自由活動を原理として組織されてゐる場合に、これを自由主義漁業經濟といふ。自由主義漁業經濟の原理は、財産私有と營利と自由とであり、個々の漁業者の活動は國家の特別な統制・拘束・制限・干渉を受けない。

財産私有の原理とは、漁業生産の要素がすべて個人の私有に屬することを意味し、營利の原理とは、個々の漁業者がその財産を利用して漁業を営み、自己の利益をはかることをいひ、自由の原理とは、國家が原則として個々の漁業者の營利活動を自由に放任し、又個々漁業者が相互に漁業利益の追求を競争することをいふ。營利の自由に對應して、經濟上の責任は個々漁業者に歸するから、自由主義經濟は個人主義經濟の性格をもつ。

(二)自由主義漁業經濟の發展傾向 自由主義經濟は舊時の身分的拘束を原理とした漁業經濟に比して、個々の漁業者に責任と自由とを容認す

るから、漁業全般の進歩と生産力の増進とを來すところが大きい。しかし漁獲物の生産消費適合の秩序は、需給關係によつてたえず變動する價格を中心に、自然的に、盲目的に保持されるだけであるから、常に動搖して平衡を失ひ易く、ときに恐慌を來し倒産者を出すこともある。恐慌の後再び景氣が恢復するが、その間資力豊富な漁業者がその薄弱な者を打倒し、綜體漁業經濟の組織に變化が起る。即ち、まづ生業的漁業經濟にあつては少數の優位者の生ずる反面において多數の貧窮者を生じ、狭い沿岸漁場に争つて酷漁する結果、漁場を荒廢し自立的漁業者たるの地位を失はせる傾向がある。又企業的漁業經濟にあつては、企業者間に弱肉強食の現象を生じ、ひいて利潤の低下を來すことになる。次に漁業の發達は、漁業經營規模の擴大や機械及び設備利用の發展によつて漁業生産力の増進を招くが、遠洋漁業を除き我が國漁業の本體たる沿岸漁業は、なほ依然として舊態を脱せず、各種漁業間の均衡ある發展や、多數漁業者間の調

和ある利益は必ずしも實現されない。更に自由漁業經濟にあつては、漁場・漁船・漁具・漁業設備・漁業勞力の利用が、個々漁業者の自由に放任されてゐるから、國民全體の漁業生産力がとかく濫用・浪費される結果を伴なふ。かくの如く自由な營利競争の漁業經濟組織は、個々の漁業者に必ずしも幸福をもたらさず、むしろ災禍を招くこともあり、又漁業全般にとつても種々の弊害を伴なふから、漁業者相互の團結によつて系統的な漁業經濟組織を確立せんとするに至るのである。

三、獨占主義漁業經濟

(一) 獨占主義漁業經濟の意義 前項の弊害除去のために、漁業者相互の團結組織によつて、盲目的な營利競争を抑制し、漁業種別別又は資本系統別に漁業利益の獨占又は擁護の系統組織を確立し、以て綜體漁業經濟の秩序を維持しようとするに至つた。これを獨占主義漁業經濟といふ。漁業經濟の系統組織を確立する途は、漁企業の集中と協同組合の組織と

の二つである。

(二) 漁企業の集中 自由主義漁業経済のもとに於ては、漁企業間に投資競争、資材・労力の取得競争、漁業経営改善競争、漁獲物販賣競争等各方面に激烈な競争の行はれる結果、漁企業利潤の一般的低減の傾向を招くから、競争の抑制によつて、企業的漁業経済の存続を期するため、次の三つの形による漁企業の集中が進められる。

(ア) 漁企業聯合 同一の、もしくは相互に密接な利害関係のある漁業種類に属する独立の漁企業が、相互に協定を結び、不當競争の弊を除き、その存続・発展をはかるをいふ。協定事項の種類に應じ、販賣・価格・販路・生産協定等に分れるが、水産組合がこの役割を演ずることが多く、同業組合も漁業者及び水産業者間に組織される。漁企業聯合は各自独立の漁企業の聯合であるから協定を破棄する者もあり、又聯合に加盟せざる者の競争もあつて必ずしも強力な独占組織とはいへない。

(イ) 漁企業合同 同一の、もしくは密接類似の漁業種類に属する數箇の漁企業が合體して一の巨大な漁企業を形成し、自らその独立性を失ふをいふ。漁企業合同は大資本の力を發揮し種々の利益があるが、殊に漁業の特質に鑑み、企業の安定・確實を期する効果の大きな點は注意すべきである。同一種類の漁企業が大合同して單一企業となるときは、独占的な資本的勢力をもつに至る。

(ウ) 企業統合 表面上獨立せる漁企業及び關係諸企業が、一の中心的企業に金融關係を通じて統合・支配されてゐる組織をいひ、資本系統別に異種の産業間に形成される。

企業集中によつて多數の漁企業の濫立・競争がなくなり、綜體漁業経済の秩序は漁業種類別もしくは資本系統別に意識的に保持されるやうになる。しかし、企業利潤の維持が漁企業集中の動機であり、資本獨占力の強化が漁企業集中の目的であるから、生産擴張の抑制、漁獲物供給の人爲

的制限、價格の人為的な維持又は吊上げ等、少數の巨大漁企業の獨占利益を増進する方策が施されるのみで、必ずしも國民全體の漁業經濟上の利益が増進されるとは限らない。

(三)協同組合の組織 自由主義漁業經濟のもとに於ては、全國に分散せる多數の小漁業者は、一方に有力な巨大漁企業の壓迫を被り、他方に中間商人の利益搾取を受け、その上相互に漁利追求を争ふ結果、自立して生業的漁業を営み難いのみか、自滅のやむなきに至る傾向がある。沿岸漁業に立脚せる生業的漁業經濟は、我が國の漁業經濟の本體であるから、小漁業者の困窮と没落とを招く傾向を放置すべきではない。そこで、資力薄弱な漁業者間に、相互團結と相互協力の組織をつくり、國家の保護指導のもとに、沿岸漁場資源の保持・涵養、漁業經濟利益の擁護、漁家生活の安定を目的とし、相互扶助・隣保共助の原理によつて、この目的を實現すべき系統組織を發展させる傾向が進められた。漁業組合殊に漁業協同組合の組

織がこれである。

漁業組合系統組織の發展により、零細漁業者間の競争は抑制され、漁業經濟秩序は組合の統制によつて意識的に保持されるやうになるが、組合相互の對立競争や、中間商人や巨大漁企業による壓迫を完全に排除することはできない。

漁企業の集中や協同組合組織の發展に伴ひ、綜體漁業經濟は自由競争の原理に立脚せる非系統的な組織から、系統的な組織に移り行くが、しかしこの系統的組織を以てしても、各種漁業間に均衡のある發展をはかり、漁業全般の生産力を増進せしむべき計畫をたて、これが實現を期することは未だ不可能であつて、更に一層高次の漁業經濟組織の確立を必要とする。この漁業經濟組織を統制主義漁業經濟といふ。

四、統制主義漁業經濟

(一)統制主義漁業經濟の意義と原理 凡ゆる産業に見られると同じや

うに、漁業經濟は現に國家の統制による統制經濟に發展した。即ち、國家が漁業經濟の統制者として立ち、すべての個別漁業經濟を國家を中心に全一體に結集し、この系統組織によつて漁業經濟全般の維持・發展を意識的に實現しようとしてゐる。綜體漁業經濟の秩序はもはや自然的に保持されるのではなく、意識的に計畫的に保持せられるやうになつた。漁業經濟は自然經濟の性格を失ひ、意志經濟の性格を具へることとなつた。このやうな組織と性格とをもつ漁業經濟を統制主義漁業經濟といふ。

統制主義漁業經濟の基本原理は、財産私有・公益優先及び指導協力の三原理である。財産私有も營利も認められるが、公益を私益に先立たせることが原理とされ、又國家が統制者として指導するのに即應して、すべての個別漁業經濟が自覺ある協力をする原理が打立てられてゐる。

(二) 統制主義漁業經濟の基本組織 統制者たる國家が個別經濟に臨むに二つの場合がある。即ち國家が間接の統制者として個別漁業經濟間

の相互組織をその意識的統制下におく場合と、國家が直接の統制者として、自ら漁業につき協同經濟組織を設定し總統する場合とである。前者に比して、後者が一層高次の統制組織であることはいふまでもない。

(三) 統制主義漁業經濟の計畫的生産組織 統制漁業經濟にあつては、自由漁業經濟に於て漁業種類別構造や、漁獲物種類や、漁獲物總量等すべての事柄が自然盲目的に定まると異なり、まづ生産すべき漁獲物總量や、その生産を分擔すべき漁業種類等につき豫め計畫を定める。この計畫の樹立にあつては、漁獲物の種類による利用價値の比較、各種漁業の生産力の衡量を基礎とし、漁業全般の生産力増進を實現すべき重點主義計畫を定めるのである。次いで、右の計畫に適するやうに國家の直接又は間接の統制により漁業の配置を行ひ、漁業經濟の種類別構造を計畫的に確立する。かくして統制漁業經濟にあつては計畫的生産の組織が打立てられるから、個々に分岐せる個別漁業經濟はその分擔をつくすとも

に、綜合協力して漁業全般の發展に努力し、又漁業種類間に均衡のとれた發達をはかることのできる關係が成立つのである。

(四) 統制主義漁業經濟の運營 統制漁業經濟の組織が、相互組織と協同組織との二重組織であるのに對應して、その運營にも相互主義運營と協同主義運營との二段の別がある。即ち第一に國家は個別漁業經濟間相互の關係を調整し、相互負擔及び相互享益を完うする平準・公正の原理を確立し、これを實現することを任務とする。この運營によつて漁業經濟關係者に各、そのところを得せしめ、不當な利益取得の弊は除かれ、更に進んで相互扶助の實を擧げることができるようになる。第二に國家は自ら又は特別の統制機關を通じて統制力を發動し、漁業經濟關係者に各、その職分をつくさせる。協同主義運營は、協同負擔と協同享益との二要素より成り、前者は各人がその能力に應じて協同責任に於て任務を遂行し、全く代償の多少を考へず、後者は各人がその必要に應じて協同効果を享

受し、敢へて貢獻の大小を問はぬことを意味する。故に相互主義運營に比べて、協同主義運營は一層高次の統制漁業經濟の運營なることが明らかである。

統制主義漁業經濟にあつては、すべての個別漁業經濟は國家の設定する組織によつて與へられた位置と、定められた任務とを自覺し、各、その職域に於て漁業生産力の昂揚に邁進し、國民全體の漁業經濟に期待するところを、協同の責任を以て實現するに努めねばならぬ。

第五節 水産養殖業

一、水産養殖業の意義と特質

(一) 水産養殖業の意義 水産物の生産に於て、漁業と相並んで大切なものは水産養殖業である。水産養殖業とは、人工を以て水界生物の増加・生長・改良をはかる産業である。

水界生物の増殖は、技術的に見て(ア)消極的に水界生物の自然的増加を

妨害する條件を除く蕃殖保護と、(イ)更に積極的に増殖條件を與へる水産養殖とに分れ、又その方法は水界生物の種類と技術發達の段階とによつて種々異なるが、人爲的に自然條件を克服して、水界生物の質的改良及び量的増加をはかる點に水産養殖の本質がある。

(二)水産養殖業の特質 水産養殖業は(ア)經濟上必要で技術上可能な水界生物について行はれ、(イ)養殖の場所も限定され、(ウ)自然條件を人爲的に克服し得る程度と範圍が小さく經營上不安定であり、(エ)結果を見るまでに長日月を要し、(オ)勞働は多面的かつ不均一・不規制であり、(カ)地方的に異なる自然條件に支配されるために、技術上經營上種々の制限を受けることを免れないなどの點にその特質が見られる。

二、水産養殖業の分類 水産養殖業は、右に述べた特質と養殖技術の發展段階とにより種々に分類することができ、その主な分類を擧げると次のやうである。

(一)池中養殖と開水養殖 養殖水面が人工的のものか自然的のものかによる區別であるが、前者にあつては周到な育成が可能である。又淡水養殖と鹹水養殖、溫水性魚類の養殖と冷水性魚類の養殖との區別もある。

(二)特別の設備を要する開水養殖としからざる開水養殖 池中養殖に特別の設備を要するは勿論であるが、開水養殖にはこれを要するものとしからざるものとの區別が重要で、特別の設備を以てする場合には、養殖水面はその設備所有者の占有に屬し、特別の設備を要せず、多數の者の協力によつて養殖を行ふ場合には、養殖水面は團體占有の形を採る。

(三)集約經營と粗放經營 單位面積への勞資投下量による分類で、集約經營には設備集約と勞働集約との別があり、前者には多額の資金が要る。

(四)大規模養殖と小規模養殖 前者にあつては設備や機械の利用効果を擧げ得る代りに、周到な勞働による効果を期し難い。後者にあつては正に相反するが、多數の業者の協同によつて、機械や設備を利用すること

が望ましい。

(五) 企業的養殖と生業的養殖 我が國では生業的養殖が多い。なほこれに關聯して專業的養殖と副業的養殖との區別があるが、農山村の副業的養殖を振興して水産物の補給をはかる必要がある。

(六) 私有水面養殖と公共水面養殖 兩者は法制上の取扱に於て異なる。公共水面の養殖は三種の區劃漁業に分れ、いづれも漁業權の客體となる。區劃漁業權の主體は個人又は團體(漁業組合)であるが、漁業組合有の漁業權については養殖經營上の利益を業者間に均分するために、養殖場割替制度の布かれてゐることが多い。

以上のうちで、河川・湖沼・沿岸淺海における粗放的な養殖は、蕃殖保護とともに漁業生産の前提をなすもので、淡水漁業や沿岸漁業は水産養殖と合體してこそ、その維持・發達が可能であり、水界利用の眞義を發揚することができるのである。

三、水産養殖經濟とその統制

(一) 水産養殖業の二類型と自由主義經濟 水産養殖業は、個人的利益を目標として營まれるものと、公共的利益の保持・増進を目標として營まれるものがあり、前者は私營事業、後者は公營又は協同事業として成立つ。水産養殖業は經濟的にはかやうに私益と公益との二系統が重複して、公共的性質を多分に帯びてゐるが、自由主義經濟のもとに於ては、業者の私益追求と相互競争に放任されてゐる結果、生産・消費の不適合や、需要供給の不均衡を避け難く、又業者間の競争や、中間商人の過度の利益取得の弊害を免れ難い。なほ水産養殖業の公共性や、その未發達の現狀に鑑み、國家又は公共團體が自ら直接に營むか、又はその指導のもとに關係業者をして協同して營ましめるか、公共的統制にまつべきところが頗る多い。

(二) 水産養殖業の統制 養殖業者間の自由競争の弊を避け、相互に協力して、經濟利益の擁護伸張と、水産養殖業の發達とをはかるため、養殖業者

は養魚組合又は協同組合を組織し、自助的統制の方式を進める傾向が起つたが、業種別又は地域別に利害が分れてゐるため、かゝる統制組織は競争の弊を多少緩和し得ても、全国的に統一ある組織として有効に活動し難い。更に進んで、個々の養殖業者やその團體を國家の統制を中心に結集せしめ、全國の養殖可能水面につき総合的な増殖計畫を定め、關係業者を組織・動員して、その實現に協力させることが必要である。

第六節 水産製造業

一、水産製造業の意義・特質及び種類

(一) 水産製造業の意義 水産製造業とは、漁獲物の處理・加工・製造の勞働を内容とする産業で、直接に水界を對象とする漁業や水産養殖業の生産した漁獲物に種々の加工方法を施すもので、技術上は製造工業に屬するが、漁獲物の商品性を保持・向上せしめる點で漁業や養殖業と密接不離の關係にある。即ち漁業又は水産養殖にはじまる水産物の生産は、水産製

造をまつて、その目的を完うすることができるのである。水産製造によつて漁獲物は貯藏性・運搬性を増すのであるが、更にその利用方面を擴め利用價値を高めることもできるから、水産製造の發達に努めることは水産經濟上極めて大切である。

(二) 水産製造業の特質 (ア) 原料たる漁獲物の種類・利用方法が多く、その漁獲量は豊凶不定にして、しかも貯藏も運搬も困難なるため、その供給が圓滑を缺き水産製造は臨機應變性を必要とする。(イ) 原料供給の不定なるため製造作業はとかく不規則・不均一になり、又製品の標準化や規格統一が困難である。(ウ) 鮮魚食を主とする國民生活の現状では加工・製造の程度が低く、漁獲物の新鮮度保持を目的とする處理、又は鮮魚代用品たる貯藏性水産食品の製造が重要な地位を占めてゐる。

右の如き特質のため、水産製造業の經營は概して地方的、小規模で、複雑な利害の對立のある經濟組織のもとで營まれてゐる。

(三) 水産製造業の種類 水産製造業は種々に區別されるが、(ア)製造の目的を標準として、水産食品の加工・製造、飼料及び水産肥料の製造、工業及び工藝用原料の製造に分れ、(イ)製造方法を標準として、手工的製造・機械的製造に、又製造作業組織を標準として、家内的小規模製造・工場的大規模製造とに分れる。水産食品の加工は概ね手工的・家内的小規模であるが、水産罐詰製造の如く、機械工場組織で大規模に営まれるものもある。(ウ)經濟上の性質を標準として、家族的水産製造業と企業的水産製造業に分れる。なほ專業・副業の區別、協同的水産製造業にも注意せねばならぬ。

二、水産製造の要素と經營組織

(一) 水産製造の要素 水産製造は原料・補助原料・製造要具及び勞力を要素として營まれ、それらを適正な比率で組合せて製造を進めることが必要である。(ア)原料とは水産製造勞働の對象、即ち漁獲物であり、(イ)補助原料とは製造作業を助成するもの、例へば食品加工における調味料の如き

もの、(ウ)製造要具とは勞働媒介の手段であり、道具即ち勞働者が直接に用ひ得るものと、原動機・傳動機及び作業機より成る機械と、主として化學的作用を起させるために原料を入れる容器の一聯の設備より成る装置とに區別される。

(二) 水産製造經營組織 水産製造の經營組織は、手工的家内製造組織・手工的工場組織及び機械的工場組織に大別することができる。この區別は經營規模及び製造能率の段階を示すものであるが、殊に機械的工場組織にあつては、製造機械による作業を科學的に調節する科學的管理組織と、諸種の機械又は機械的工場を自動運搬機又は運搬臺を以て連絡し、製造過程を自動的に進行させる流動作業組織とがあり、製造能率は著しく高くなる。しかし原料供給の不圓滑や、その他の不利な條件のために、かかる進歩せる組織は必ずしも常に有利に採用されるとは限らない。原料魚の供給が中斷され圓滑を缺く傾きがあるから、水産製造にあつては

多角經營の組織を工夫せねばならぬ。多角經營組織には二つの型がある。即ち一つは小規模經營に於て、單に漁獲物の種類や製造方法の轉換・結合の形で營まれる多角經營であり、他の一つはかゝる轉換・結合のほか、に廢物利用の事業や、その他密接な關係のある事業を系統的に結合して營む大規模の多角經營である。

又水産製造を營むには立地條件を考慮し、有利な場所を選定せねばならぬ。立地條件のうちで特に重要な點は原料魚入手の難易であるが、そのために小經營は漁村や沿岸小漁港に分散して營まれ、大經營は大漁港に集中する傾きがある。

三、水産製造經濟組織と統制　水産製造業は業種別・經營規模別に種々雑多に分れ、又個別水産製造經濟も各種の形態に分れ、地域的に廣く分散してゐて、水産製造業の綜體經濟上の構造は頗る錯綜してゐる。又水産製品の需要・供給の調節や、生産消費の適合も營利競争關係により盲目的

に保持されるに過ぎぬから、しばしば不均衡に陥り業者間に不當な競争の現象が起るが、これらは私的營利を原理とする自由主義經濟の結果であつて、國民全般の利益増進上甚だ遺憾な點が多い。かゝる弊を除くために獨占的な系統組織が成立・發展するが、しかしそれは個々業者間の不當競争の弊を緩和・除去するに止まり、到底國民全般の期待する水産製造經濟上の利益を増進し得ないことは第四節に説いたところである。

我々の望むところは國家の目的に合致し、國家の意思によつて計畫的に進められる水産製造業の經濟秩序である。即ちまづ各種水産製造業の間に均衡を保ち、關係業者間の利益を調和し、經濟上の不利な條件を除いて個々の業者にそのところを得しめ、次いで全體協力の原理に立つて各個の業者をしてその職域に本分を盡さしめ、最高の製造能率を發揮せしめるやうに統制し、以て國民全般の水産物利用の増進を目標として、豫め定められた水産製造計畫の達成をはかることが、統制主義水産製造業

の秩序であつて、我々はこの秩序の確立を期せねばならない。

七四

第三章 水産物の流通

第一節 水産物流通の意義と特質

一、水産物流通の意義 漁業・水産養殖業及び水産製造業の生産物は、水産業者自ら使用消費するのではなく、国民全般のための商品であるから、水産物は生産者から消費者に移動せねばならぬ。この意味の移轉を流通といひ、廣くは生産者から消費者への人格的移轉(固有狹義の流通)だけでなく、生産地から消費地への場所的移轉、生産時期から消費時期までの貯藏・保管を含む。

水産物の流通は、その生産者のためにも消費者のためにも經濟上重要な事柄であるが、これに二つの型がある。その一つは水産物の流通が商人の自由活動によつて行はれる場合(商業的流通)、他の一つは國家の統制

に基づく計畫的配給活動による場合(統制的配給)である。

二、水産物の種類と一般的特質 前に述べたやうに、水産物は種々に分けられるが、流通上重要な分類として次の種類を挙げねばならぬ。(ア)用途によつて、食用水産物・農畜産業用水産物・工業用水産物に、(イ)自然的性質によつて、腐敗性並びに準腐敗性水産物と耐久性水産物に、(ウ)生産事情によつて企業的大量生産の水産物と、生業的小量分散的小生産の水産物に、(エ)消費事情によつて、普遍的需要と特殊的需要の水産物、並びに分散的需要と集中的需要の水産物に區別される。

次に水産物の一般的特質としてはおよそ次の點が挙げられる。即ち(ア)水産物は企業的大量生産でなく、主として非企業的に生産され、(イ)主として國內食用向けで、工業用その他産業用向けのものが少い。(ウ)價格の割合に大量で耐久性に乏しく、(エ)生産が自然條件の支配を受けて不確實であり、したがつてその價格は生産費を基準として安定し難く、専ら需要

と供給との関係によるためにその變動が大きい。

三、水産物流通の特質 水産物の一般的特質に應じて、その流通にも次の如き一般的特質がある。即ち、(ア)生産も消費も全国的に分散し、その上小規模であるため取引段階が多い、(イ)生産事情が複雑で、且水産物の種類が多く、標準化されてゐないため流通経路が錯綜してゐる、(ウ)水産物は一般に腐敗・損傷し易く、したがつて迅速・鄭重な取扱が必要で、その取引に關聯する活動及び施設が複雑である、(エ)非耐久性・價格變動性による經濟上の危険が大で、そのために特殊な事情に支配される。

勿論、罐詰の如く耐久性ある食用水産物があり、又特殊な嗜好品や需要の大量に集中した工業用水産物もないではないが、それらはむしろ例外的で一般には右に挙げたやうな特質をもつてゐる。なほ水産物の流通に關しては、その經濟上の特質として、問屋商人の占める支配的地位を明かにせねばならぬ。即ち問屋商人は水産業者と消費者とに對し絶對的

支配力をもち、特殊な利益を収めるが、その關係はいはゆる仕込制度に於て顯著に現れる。仕込制度は水産物流通の特質となつてゐる。

第二節 水産物流通組織

一、概説 取引の範圍が狭く規模が小さければ生産者と消費者との直接取引が行はれるが、水産業が發達するにつれ需給の適合を専門的に營む商人が必要になる。かくて廣い範圍に互つて水産物が流通し、その需給適合の範圍が國民の範圍にまで擴がる。かゝる流通の仕組を水産物流通組織といひ、これを形作る要素は一つ／＼の水産物取引である。

需要と供給の對應適合する關係、換言すれば取引の關係を抽象的に市場チヤウといひ、又取引の實際に行はれる具體的な場所又は施設を市場チヤウといふ。故に水産物流通組織は水産物市場組織で、市場は生産と消費との間の位置如何によつて、生産者市場(生産地市場)・中間市場・消費者市場(消費地市場)等に分れ、中間市場はその流通機能によつて、集荷市場・仲繼市場・分散卸市

場・分散市場等の數段に分れる。水産物流通組織は、これら數段の市場より成り、専ら商人の營利活動によつて、水産物の移轉が行はれる仕組である。

水産物流通組織は、水産物の種類・流通徑路・需給適合範圍の大小等によつて幾段階かに分れ、又水産業の規模、水産業者又は消費者の共同組織、取引方法等にも種々の影響を受ける。水産物流通組織を研究するには、水産物種類別の研究と、流通機能別研究との兩面を進めねばならぬ。

中間商人は水産業者と消費者との間にあつて、次の如き流通上の機能を營む。(一)本質的機能として(ア)生産・消費適合の機能、(イ)集荷・分散の機能を、(ニ)助成的機能として(ウ)金融機能、(エ)危険負擔機能、(オ)選別・格付機能を、(三)附隨的機能として(カ)運送機能、(キ)貯藏・保管機能を營む。以下その各について略説しておく。

(1) 水産業者は消費者の欲求の方向を、消費者は水産物の用途を知り難

いので、中間商人が前者に對して消費の方向を、後者に對して水産物特に新規の水産物を紹介して、兩者の適合をはかり、(2) 水産物の生産と消費とについて、種類・數量・時期・地域等を睨み合はして、水産業者から少量づつの水産物を買集めて大量に集中し、これを更に少量づつに分散して消費者に分賣する、(3) 水産物流通につき必要な設備・運轉資金は勿論のこと、水産業者に對しても資金を前貸融通し、(4) 流通中の水産物の受ける物理的損失や經濟的損失の危険を負擔し、(5) 買集めた水産物につき、品質數量に關し取引上の標準に従つて分類し、等級を附して、その取引を簡便・迅速ならしめ、(6) 遠距離の大量輸送は専ら運送業者が行ふが、近距離の少量運搬はしばしば、中間商人が取引に附隨して行ひ、(7) 保管・貯藏も、特別の施設を要する場合や大量に上る場合は、専門的な倉庫業者が營むが、中間商人もその營む集荷・分散機能に附隨して、これを營む。

二、水産物市場各説

(一) 生産者市場 生産者市場とは、生産者がその水産物を販賣する場合に成立する市場をいひ、その範囲は水産業の種類と經營規模、水産物生産の時期、水産業者の數及び生産量、輸送の便否等によつて定まる。水産物は腐敗し易く、運搬が困難である等のため、その生産者市場は概して水揚地又は生産地に成立するが、大規模有力な水産業者は、自ら直接に遠隔の消費者市場に販賣を行ふこともある。一般には、中間商人が生産者から買受け、集荷機能を営む。

(二) 中間市場と中間商人 水産業の發達によつて水産物が増大し、交通機關の發達によつて販路が擴大すれば、水産物が生産者から消費者に行き互る間に、多くの商人の手を煩はすことになり、中間市場が成立する。中間市場を構成する中間商人は、商人と補助商人(代理商)とである。又その営む機能によつて分ければ、集荷商・中間商・分散卸商・小賣商となる。商人は水産物の賣買を業とし、その値鞘を利得し、補助商人は賣手又は買

手の代理として水産物の移轉を仲介し、口錢(手数料)を收得する。集荷商は多數の水産業者から買集めた物を選別して、需要地へ移出販賣し、又金融を営み、産地仲買と産地問屋とがある。中間商は消費地の問屋や中央卸市場の卸賣人であるが、集荷商から買集めた物を分散卸商に分賣する。分散卸商は中間商から買受けて小賣商に分賣し、小賣商は直接消費者に對して販賣する。小賣商には家族的に營まれる小規模なものや、萬屋式のものがあり、又大規模な百貨店・連鎖店又は専門店等種々あるが、水産物の小賣商としては、水産物を専門的に、又は他の食料品等とともに販賣する小規模のものが多い。

補助商人には仲立人・口錢問屋・販賣又は購買代理人がある。仲立人は購買と販賣の兩機能を行ふ中間商人で、口錢問屋は委託された水産物を自己の名に於て賣買交渉する商人である。又水産業者や商人の中には、自己のために販賣又は購買を行はせる目的で、特定の商人と繼續的關係

を結ぶことがあるが、これを代理商といふ。

生鮮水産食品は、その腐敗性・価格變動性による商業上の危険が多いため、中間商は原則として荷主の販賣委託を受けて取引を行ふ。

水産物流通の範圍が擴大し取引が複雑になれば、集荷・分散機能を營む中間商人の數が多くなる傾向があるが、それは水産物の價格騰貴の原因となるので、或は消費者の組織による小賣段階の排除、或は小賣商の共同仕入の組織による分散卸賣段階の排除、或は水産業者の直接販賣や共同販賣の組織による集荷段階又は中間の諸段階の排除が行はれ、中間商人排除の傾向も見られる。

(三)消費者市場 消費者市場とは個人的又は家計的消費のために、水産物を取引する場合に成立する市場をいふ。この市場の範圍は人口の分布状態・職業・男女・年齢別状態や、消費者の購買力や、又購買慣習等によつて大きな影響を受ける。農畜産業用水産物については、これを利用する農

村の事情又工業用水産物については、これを原料とする工業の事情如何等が、その消費者市場の成立や範圍に影響することはいふまでもない。

(四)水産物市場分析 水産物流通組織の整備・發達は、水産經濟上にも國民經濟上にも望ましいこととて、各種の水産物につきその需給事情を統計的に研究し、その適合を合理的にする必要がある。この研究を市場分析又は市場調査といひ、需要分析と供給分析とから成る。前者によつて、水産物の販賣可能性を測定するのであるが、それには人口の分布状態・購買力と所得支出の動機・需要弾力性の有無・強弱を調査することを要する。後者によつて、水産物の増産可能性を測定するのであるが、それには水産業の生産力と水産物の輸送力、特に漁獲物の供給事情を調査することを要する。我が國の現状では、各種重要水産物に關する科學的な市場分析が未だ甚だ不十分であるが、水産業の經濟的基礎を確實にするために大いにこれを進めねばならぬ。

第三節 生鮮魚介類の流通組織

一、生鮮魚介類の流通組織 水産物流通のうちで生鮮魚介類の流通組織は最も重要であり、又最も特長あるものである。

鮮魚介は消費地近傍で漁獲される近在荷と、遠隔地で漁獲される旅荷とに分れる。近在荷は、(ア)漁業者又は漁婦が直接に問屋に運搬して、販賣を委託し、(イ)魚商人の買付に應じて接賣し、(ウ)直接に消費者に小賣を行ふ。旅荷は、その流通経路が種々あり、又取引段階も多少異なるが、概ね次の如く流通する。

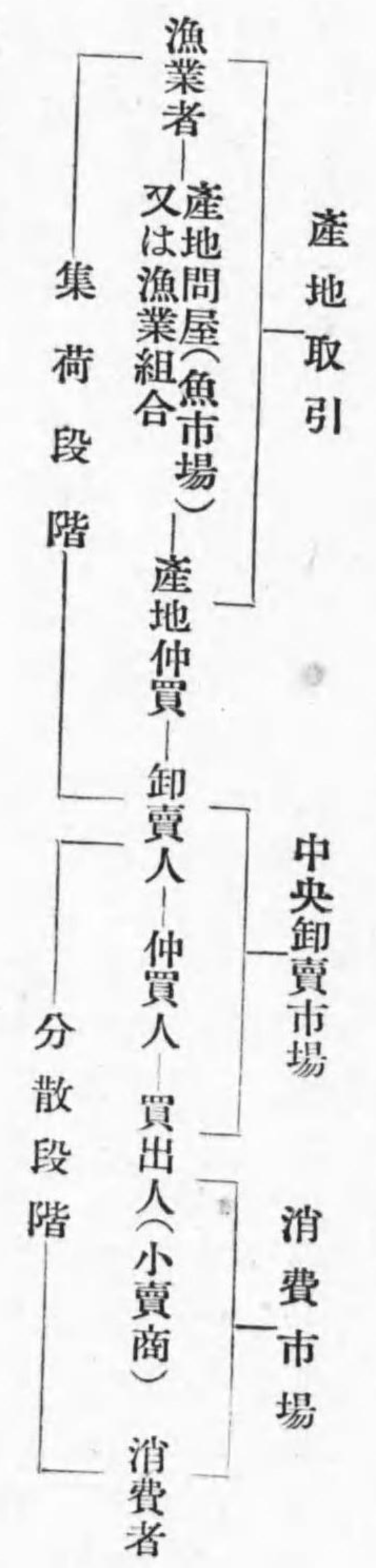
(一)産地取引 これには、(ア)漁業者と消費者との直接取引、(イ)漁業者と産地魚商人との取引、(ウ)漁業者と消費地問屋との取引の三経路があるが、(イ)が最も重要である。漁獲物量の大きな所には、魚市場が設立される。市場設備は公共團體もしくは漁業組合が開設することが多く、市場内の取引は、漁業者から販賣の委託を受ける問屋と仲買人との間に行はれるか、

又は漁業組合と仲買人との間に行はれる。競争取引より生ずる弊害を除くため、多数の魚問屋が合同して単一の會社をつくる例も多い。

(二)消費地取引 産地に於て漁業者から買集められた鮮魚介は、消費都市の卸市場に集中される。消費地卸市場への入荷には種々の方法があるが、概ね地方荷主の販賣委託による。卸市場は魚問屋と仲買とより成り、取引は魚問屋と仲買、仲買と小賣、魚問屋と小賣との間に糶賣又は相對賣買、入札、定價賣買の方法で行はれる。

同一消費地域に多数の卸市場が集荷を争ふ弊害や、不便を除くため、單一市場に整備される傾向がある。この場合には、市場商人は卸賣人と仲買人とより成り、卸賣人は地方荷主の委託を受けて仲買人に糶賣買を行ひ、例外的に入札相對定價賣買を並用する。仲買人は市場内に店舗をもつて、買出人に轉賣する。買出人は小賣商が主で、大口需要者もある。小賣商は仲買人から分買したものにつき、消費者に小賣販賣する。

次に都市消費者に至る生鮮魚介類の流通経路を示す。



二、魚市場制度

(一) 魚市場制度の趣旨 魚市場とは、多数の者が参集して、魚介類を取引する一定の場所と設備とである。保健衛生と取引の公正の見地より、地方魚市場に關しては道府縣令を以て市場取締規則を制定し、六大都市の魚市場に關しては中央卸賣市場法及び同施行規則を制定してゐる。魚市場には卸賣市場と小賣市場とがあるが、こゝには卸賣市場、殊に中央卸賣市場の制度について概説することにする。

(二) 中央卸賣市場制度 中央卸賣市場とは、大都市における生鮮食料品の

の卸賣市場で、市民に生鮮食料品を迅速低廉に供給するために設けられ、市民の消費經濟上、都市衛生上になくはならぬ公共的施設である。

從來大都市には私設私營の魚市場があつたが、都市の膨脹に伴なひ魚類配給の大規模化したると、市民の衛生及び消費經濟の見地から十分な統制と監督を行ふ必要あるに鑑み、大正十二年に中央卸賣市場法を制定して、六大都市に市營の中央卸賣市場を開設することになつた。蓋し、(ア) 大量の生鮮魚介類を低廉迅速に配給するためには、運輸設備などの大施設を要し、(イ) 食用魚介類の鮮度と清潔を保つために公共的な監督取締を要し、(ウ) 市民の消費經濟と生産者の利益とを擁護するために、市場内の取引の統制を要するなど、公共的施設にまつべきところが大であるからである。

この制度のもとに於て、(ア) 市はその地域内に單一の市場を開設し、賣場使用料を徴收して取引當事者に貸與し、その取引に對して監督統制を加

へ、(イ)卸賣人は取扱商品種別に單一卸賣會社とし、仲買人又は買出人と取引をさせる、(ウ)販賣方法は原則として糶賣買により、必要に応じて入札買・相對賣買・定價賣買によることもできる。右に仲買人とは、自己の計算に於て卸賣人から買入れ、これを買出人に販賣する卸商で、價格の評定と需給調節並びに分散の機能を盡す。買出人とは、通常市内の小賣商人又は大口需要者で、主に仲買人から買入れこれを消費者に分賣して分散機能を果たす。

(三)中央卸賣市場の改革 中央卸賣市場の機構は、自由主義の商業的流通の基礎の上に立つてをり、こゝで魚價を決定して、流通の調節をしてゐたのであるが、統制經濟が進展するや、魚介類についても價格の公定、配給の統制を見るに至り、中央卸賣市場の從來の機構はその存在理由の大半を失ひ、國家の計畫的配給に協力して魚介類の技術的流通を營む中央配給機關に化した。改革の要點は、(ア)糶賣買を廢して、定價賣(公定價格)又は

入札賣の方法を採り、(イ)卸賣人の利益に制限を加へ、(ウ)仲買の業務を改め、員數を減少し、(エ)買出人指定制度を實施し、(オ)魚類に公定價格を定めたことなどである。特に、自由主義流通經濟のもとで、價格評定と需給適合とに不可欠の機關であつた仲買人が廢止され、卸賣會社に資本參加、使用人の形で吸收されるか、又は小賣商業組合の業務に従事するに至つたことは注目すべきである。

三、漁業組合共同販賣制度

(一)漁業組合共同販賣制度の趣旨 前に説明したやうに、小漁業者はその生産物の取引について商人の支配を受け、不當に利益を奪はれ、自立的な漁業者たるの地位を失ふに至る傾向にあるので、相互に團結して商人の壓迫に對抗し、自己の利益を擁護するため共同販賣所を設置することが多い。共同販賣制度は漁獲物を大量に集中するため需給調節に便宜多く、設備の完全と取引の公正を期し得る等の理由から、魚介類取引の

統制に役立つところが多く、國家の保護と指導のもとに發達し、漁業者の單獨販賣制度に代つて一般的な販賣制度となる傾きがある。

(二) 漁業組合共同販賣事業 漁業組合は、(ア) 共同販賣所を設置し、組合員の委託を受けて漁獲物を販賣し、産地仲買人に買取らせる。販賣方法は競争入札を原則とし、必要あるときは他の方法にもよる。ときには組合員の漁獲物を買取つて消費地市場に委託販賣し、又直接に小賣人や消費者に接賣することもある。(イ) 漁業組合は又共同出荷設備を設け、組合員の漁獲物を遠隔地の市場に出荷し委託販賣を行ふこともある。

漁業者は漁業組合・道府縣聯合會・全國聯合會の系統組織を通じて、漁獲物の共同販賣を全国的に系統化し、中央卸賣市場に進出し、都市又は農村の消費組合又は購買組合と提携し、中間商人利潤の低減をはからうとすることもあるが、鮮魚介類の流通の主たる系統に於ては、漁業組合共同販賣事業は集荷段階の限度に止まつてゐる。

第四節 水産物の輸送と貯藏保管

一、水産物の輸送 水産物を場所的に移轉することを輸送といひ、これによつてその經濟的價值を増大し、廣範圍に互り需給を適合し價格を平均することができらる。

水産物は腐敗變質し易く價格の割合に大量であるから、輸送を迅速鄭重・大規模にするには、鐵道船舶貨物自動車等によることを要し、又輸送機關に特殊の設備(冷凍・冷蔵・生簀)を具へる必要のあることがあり、又輸送費は低廉でなければならぬ。

水産物を輸送するには、運送業者に運賃を拂つて委託するが、この際運送業者は運送證券を發行し、委託者はこれとともに爲替を取組み、荷爲替を金融機關に供して金融を受ける。大資本を有する者は自ら運送機關を有して直接に輸送し、又漁業組合や共同出荷組合も同様な方法で共同輸送を行ふことがある。

二、水産物の貯藏保管 水産物は、輸送によつてその經濟的價値を増大するが、又貯藏保管によつてその腐敗滅失を防ぎ、需給を時間的に調節して價格の變動を少くすることができぬ。

水産物には、(ア)生産が季節的に限定されるものが多く、貯藏保管を必要とするが、又(イ)水産製造過程終了後成熟させるため、(ウ)輸送單位量に集中するため、(エ)價格の好轉を待つために貯藏保管を必要とすることもある。その際、水産物の種類、保管場所、金融との關係、利害關係人の利益擁護、水産物の價格等を考慮して、適切な保管方法を講ぜねばならぬ。

保管方法は水産物の種類と保管の目的によつて異なるが、(1)水産物を天候・虫害その他の損害から防止するためには普通の倉庫に、(2)腐敗性水産物のためには冷凍倉庫に保管する。

水産物の貯藏保管は水産業者・水産物取引業者・水産物運送業者が行ふことも多いが、一般には専門の倉庫業者が手数料(保管料)を收めて保管し、

傍ら金融をすることもある。私營保管業のほか、公營又は組合經營のものもある。

水産物を長期保管する場合には、保管委託者は保管物を擔保に金融を受け、必要が起つてくる。倉庫業者は保管物に對して倉庫證券を發行し、金融機關はこの證券によつて金融を行ふ。現在は水産物保管施設はまだ十分整備してゐないため、倉庫金融の便をも缺いてゐるが、配給統制制度のもとに於てはこの必要性と可能性とが著しく増してくる。

第五節 水産物配給統制制度

一、自由商業的流通機構 從來、水産物の流通は自由商業機構によつて行はれた。即ち商人が只管に價格の高い所、利潤の多い所に向つて、水産物を移轉したのである。その結果は、(ア)水産物が必ずしも必要とする所に流通せず、(イ)資力ある者が中間商業利潤を壟斷し、(ウ)取引段階が細分されるため、流通徑路の錯綜、中間商人の介在、價格騰貴の傾向を來し、國民經

濟上不利を伴なふ。

二、自治的配給統制機構 以上の弊害を除くために、販賣聯合企業合同・漁業組合購買組合等の自治的配給統制組織が發達し、又魚類取引業にも機構の整備が行はれたが、未だ十分に國家目的に合致した配給統制の實を擧げ得ない。

三、國家的配給統制 自治的配給統制が自由商業的流通の弊をある程度に除き得たことは事實であるが、これを以てしても國民全般の利益を増進することは困難であり、國家が強權を以て配給計畫を樹立し、配給業務者の協力を得て、配給統制の實を擧げるために、配給機構を整備するに至つた。即ち、(ア)配給活動を統制して、(1)配給の禁止・制限(2)配給許可制、(3)切符・購買票・登録等による配給割當制を布き、(イ)配給機構を整備して、(1)水産物の流通徑路を定め、(2)中間段階を整除し、(3)配給業者の企業合同を促し、免許制を確立し、(ウ)配給統制機關を設置し、(エ)更に水産物の價格を公定

して、配給統制の効果を確實ならしめてゐる。その詳細は、鮮魚介配給統制規則などに規定があるが、例へば指定陸揚地に「鮮魚出荷統制組合」を組織して計畫的出荷を実施させ、指定消費地域に於ては鮮魚介の取引を一定の卸賣市場に綜合せしめ、賣買取引業者を以て組織する「鮮魚配給協會」をして計畫的配給を実施させ、小賣に關しては、魚商組合を中心に「魚類配給統制會社」を設立させるなどである。

第六節 水産物の輸出

世界の各國はそれ／＼自然的條件、産業發達の事情、生産物の種類等を異にし、國際分業の關係が成立つてゐるが、上述したところで明かなやうに我が國は水産物に恵まれ、その輸出は貿易上重要な地位を占めてゐる。水産物の輸出相手國は、從來中華民國・滿洲國・南洋方面が主なものであり、イギリス・アメリカも主たる相手國であつた。水産業者中には外國に支店・出張所を設け、自己の販賣組織をもつ者もあり、又遠洋漁業者は漁場

から直接にその生産物を外國に輸出することもあるが、多くは輸出問屋・輸出商・輸出代理商・輸出組合を通じて輸出貿易を行ふ。そのうちで輸出組合は、水産業者が共同して組織する場合と、中間商人が共同して組織する場合とがあるが、輸出商と同じ機能を果すだけでなく、輸出統制機能をも果す點で重要な意味をもつてゐる。

水産物輸出の重要性に鑑み、その堅實な發達をはかるために政府の講じてゐる施設は大體次の通りである。

一、輸出水産物取締制度 輸出水産物の品質の向上、海外におけるその聲價の維持、輸出の統制を目的として、(ア)輸出水産物検査制度を布き、(イ)輸出水産物製造業許可制度を設け、(ウ)輸出水産物の輸出・販賣を統制する制度を定めてゐる。

二、水産物輸出奨励制度 水産物輸出の増進のための諸施設を擴充し、輸出力を大ならしめるために、次の事業に對して奨励金を交付してゐる。

(ア)水産物の海外販路の調査、見本品の配布、水産物の試賣、その他海外販路の開拓又は擴張に關する施設、(イ)輸出水産物の検査に關する施設、(ウ)輸出水産物の製造指導員の設置、その他水産物の輸出増進に關し適當と認めらる施設。

現下の國際情勢は、水産物輸出の國民經濟上の意義を一變せしめ、大東亞共榮圈内の物資交流を目的とする我が貿易統制の方針に應じて、その輸出を統制することとなつてゐる。

第四章 水産金融

第一節 水産金融の意義と特質

一、水産金融の意義 水産業を營むには必ず一定の資金が必要である。これを水産資金といふが、水産業者が自ら資金を十分に保有してゐることは稀で、多くの場合に他からこれを仰がねばならぬ。この資金の融通

を水産金融といふ。

水産金融については、個々の水産業者における場合と水産経済綜體における場合との両面から問題を考察せねばならないが、こゝでは後者について、特に漁業金融について研究し、水産養殖業金融及び水産製造業金融のことは省略する。

國民経済内には、所得の一部、産業や商業に利用されてゐる資金の一部等の如く、現に實際に利用されてゐない資金即ち遊資があるが、他方に産業や商業を営むに必要な資金に不足し、他からの融通を必要とする者も多い。そこで金融機關が遊資を大量に吸収してこれを貸付資本とし、資金の需要者に貸付け融通し、資金の需要供給の適合をはかるのである。資金貸付に對する報酬を利子といひ、利子の高下は資金に對する需要供給の關係による。金融機關に集中された貸付資本は、普遍的融通性を具へてゐるから、貸付資本の需給については需要の側の性質・事情が大きな

意義をもつてゐる。しからは、漁業資金の需要の側の性質・事情は、農業・工業等に比べていかに異なるかを次に説明しよう。

二、水産金融の特質 水産金融特に漁業金融は、漁業生産に利用される資金の融通であるから、漁業生産の特質が漁業資金及び漁業金融に反映して、その特質を生ぜしめることはいふまでもない。

既に説明したやうに漁業は自然力の支配を受けることが多く、その生産物は非耐久性の國內食料品であるため、漁獲の不確實、經營の危険の多いこと、収益の不安定なことを免れ得ない。したがつて漁業資金はその回収(返済)が不確實であり利子は必然的に高くなる。次に漁業には生業的漁業と企業的漁業とがあるが、金融機關を利用し得るのは企業的漁業に限られ、生業的漁業に於てはこれを利用し得ない。我が國の漁業は主として生業的のものであるから、漁業資金融通を全般的に見るときは、高利貸資本の支配する範圍が極めて廣い。

漁業經濟上の類型

漁業資金の類型

漁業金融通機關

漁業金融の經濟的性格

(1) 企業的漁業

漁業貨幣資本

銀行その他の金融機關

貸付資本の融通

(2) 生業的漁業

漁業資金

高利貸業者

高利貸資本の融通

三、水産金融問題

漁業金融の特質は以上の通りであるが、このまゝに放置しては漁業の發展を期し得ない。即ち、(ア)高利貸資本の融通について見るに、生業經濟的な小規模漁業は元來危険が大きい上に高率の利子を支拂ふため、常に貧窮の状態におかれて漁業の改善發達をはかることができない。(イ)又貸付資本の融通について見るに、企業經濟的な大規模な漁業に於ても、元來利潤取得の安全確實性に乏しいこととて、その利子は極めて高く、企業の合理的發展をはかるべき餘裕の蓄積を望み難い。

第二節 漁業金融機關と金融方法

一、個人高利貸業者による漁業金融

(一)個人高利貸業者の意義 個人高利貸業者とは、専ら自己の資金を以

て中小漁業者に金融する者をいひ、貸金業を専門に營む者のほかに、問屋・漁獲物買受人(海産商)・漁業用品販賣業者・質屋・無盡・頼母子講・漁業者の個人的關係者を一括して總稱する。

(二)資金融通方法 主なものは次の六つである。

(ア)仕込融通 漁業者が漁獲物の販賣委託を條件に、漁業期間中の所要物資や現金を借受け、漁獲物賣上高の中から元利を支拂ふ方法である。問屋有力漁業者又は資産家が仕込主となり、利子付又は無利子で融通するが、漁業者は仕込主に從屬化する傾きがある。

(イ)青田賣買による融通 元來、農村金融上の用語であるが、漁期開始前に過去の狀況と現在の實況とに基づき漁獲量を豫想し、その見積價額を對象とする賣買の形で資金を融通する方法である。漁獲量の豫想の困難なことから紛議を生じ易いが、海藻採收業に多く見られ、又水産製造業者が原料確保の必要上豫め買付けおく場合にも行はれる。

(ウ) 漁獲物抵當による融通　これにあつては、漁業者は漁獲物販賣の自由を有してゐるが、實質的には仕込融通と殆ど變りがない。

(エ) 普通の貸借による融通　普通の金銭貸借の方法でも、漁業資金の融通が行はれるが、たゞ擔保物に普通の財産以外に、漁業特有の財産(漁業權・漁船・漁具・干場・漁舎等)を提供する點が異なる。なほこれら特有の財産は擔保價值が低く、他に價值ある財産を有しない漁業者には不利である。

(オ) 質屋業による融通

(カ) 無盡・頼母子講による融通　漁業者間に船無盡・網頼母子講の組織されることが多い。多數の者が相寄つて掛金をし、その積立金を以て抽籤入札の方法で順次各自に一定額を拂戻す方法で、相互扶助の金融組織である。しかし規模が小さく、中心者(講元)の運営方法の錯誤、その他種々の弊害を伴ひ易く、又必ずしも資金の必要者に融通されない缺點がある。

以上各種の金融方法は、現在中小漁業者間に見られるところで、利子高

く、期間短く、漁業者に不利な條件が多く、したがつて貸主に從屬する傾きがあり、又漁業者中にはこの状態を當然のこととして、漁業經營を合理化して支拂能力を強め、合理的な金融方法を採用しようとしなない者もある。

二、金融機關による金融

(一) 金融機關の意義　近代的な意味に於て金融機關とは、廣く國民の各層から遊資を吸収して資金の需要者に貸付け、兩者間の利鞘を自己の收益とする者をいふ。

(二) 漁業金融機關の種類　金融機關には銀行・保險會社・信託會社・無盡業・大藏省預金部・信用組合及び漁業組合、各種の金庫があるが、漁業金融機關として特に重要なものは銀行・信用組合・漁業組合及び産業組合中央金庫である。銀行にも種類が多いが、漁業金融上特に重要なのは普通銀行と日本勸業銀行・北海道拓殖銀行の二特殊銀行である。こゝでは特殊銀行・産業組合中央金庫・大藏省預金部の漁業資金貸付方法について述べるに

止める。

(三)特殊銀行の金融方法 以上の二銀行は原始産業金融を特殊任務とし、債券発行の方法で貸付資本を造成し、特殊方法による貸付を行ふことを認められた銀行で、その漁業資金貸付方法は次の通りである。

(ア)抵當貸付 不動産・漁業権・養魚池・漁業財團を抵當とする定期償還貸付

(イ)無抵當貸付 (1)漁業組合又はその聯合會に對する年賦又は定期償還貸付、(2)漁業者一〇人以上連帶に對する定期償還貸付

(ウ)短期貸出・割引及び當座貸越 (1)水産物を擔保とする手形割引及び短期貸出、(2)漁業組合又はその聯合會に對する手形割引及び當座貸越

(四)産業組合中央金庫とその漁業金融方法 産業組合中央金庫は、同法により、漁業協同組合又は漁業組合聯合會及び産業組合又は同聯合會の金融機關として、設立された農漁業者の協同信用機關である。その運用

資金は、(ア)預金、(イ)出資金、(ウ)産業債券の賣上金より成り、出資金に對して政府出資金が半を占める。その漁業金融業務は次の通りである。

(ア)無擔保貸付(五年以内の定期償還又は三〇年以内の年賦償還) (1)漁網・漁具・漁業用燃料油その他漁業用品の購入資金、(2)養殖用餌料及び材料の購入資金、(3)共同販賣事業運轉資金、(4)小型動力付漁船の建造資金、(5)水産製造資金

(イ)その他 (1)手形の割引、(2)當座貸越、(3)爲替業務、(4)有價證券の保護預り又は委託販賣、(5)業務上の餘裕金を以てする短期貸付、なほ中央金庫の下部組織たる漁業組合聯合會及び漁業協同組合の漁業金融は漁業組合制度のところで述べてある。

(五)大藏省預金部 これは郵便貯金・振替貯金・復興債券賣上金・政府特別會計の預金等を資金とし、預金部普通地方資金融通規則により、漁業方面にも資金の融通を行ふが、主として救濟的貸付である。

第三節 漁業金融の擔保物件

一、漁業財産の擔保力 漁業金融を行ふ場合に、元利の返済を確實にするために、財産を提供させることが多い。これを擔保物件といふがその種類及び擔保力は次の通りである。

(一) 漁業權の擔保力 漁業權は一種の不動産で、漁業經營上重要な財産であるがその擔保力は大きくない。蓋し、(ア) 漁業權(漁場)の資源價值が不安定であり、(イ) 漁獲高が不確實であり、(ウ) その價值の評定資料が缺けてをり、(エ) 漁業權制度上種々の制限があり、(オ) その自由な取引が行はれ難いからである。前記の特殊銀行が漁業權抵當貸付を行ふ場合には、その鑑定價格の三分の二以内に定め、有價證券又は不動産を添擔保に提供させてゐるが、その鑑定は決して容易でない。漁業權の擔保力を増大させるには、(ア) 漁場の改良、(イ) 漁獲安定の保險制度の確立、(ウ) 漁業經營の改善、(エ) 漁業經營統計の整備、(オ) 漁業權制度の改正等が考慮されねばならぬ。

(二) 漁船・漁具の擔保力 これらも漁業經營上重要な財産であるが、その擔保力は大きくない。蓋し、(ア) 多くは小型で價值低く、(イ) 遭難の危険が大きく、(ウ) 漁業収益が不安定・不確實であり、(エ) 融通性に乏しいからである。

漁船安全保障制度・漁船保險制度の擴充・船型の統一が必要である。

(三) 漁業財團の擔保力 漁業財産を個々別々に考察することなく、漁業權・船舶・土地及び建物・漁具・機械器具・設備等一切の漁業財産を一團として考へる場合に、これを漁業財團といふ。漁業財團の擔保力は個々の財産に比較して著しく大きい。が、(ア) 漁業収益が安固・確實でない限り、その擔保力も大となり得ず、(イ) 又漁業財團を組織し得る者は極めて少數の有力漁業者に限られる。

二、漁業金融擔保制度

(一) 漁業財團抵當法の要旨 漁業財團を設定し得る者は、(ア) 漁業權者、(イ) 漁業權の登録をした賃借權を有する者、(ウ) 漁業の用に供する登記した船

船舶の所有者、(エ)水産物養殖場を有する者であり、漁業財團を組成するものは、概ね前項に掲げたものであるが、漁業財團を設定するには漁業財團目録を作成し、漁業財團登記簿に所有権保存の登記をせねばならぬ。

漁業財團を目的とする抵當權を設定する場合には、漁業財團登記簿に登記せねば第三者に對抗し得ず、抵當權は漁業財團の全部に及び、民法上の抵當權の效力をもつ。なほ、漁業財團は所有権及び抵當權に關しては一個の不動産とみなされる。

(二)漁業動産信用法の要旨 民法の規定に對する例外として、漁業經營資金の貸付については、次に掲げる動産に對し先取特權の取得と、抵當權の設定との途を開き、前記のやうに漁業財産の擔保力の劣つてゐる點を補はうとしてゐる。

信用組合・同聯合會資金貸付事業を行ふ漁業組合が、漁業者に對し特定の事業に必要な資金を貸付けると、その債權の元利につき債務者の特定

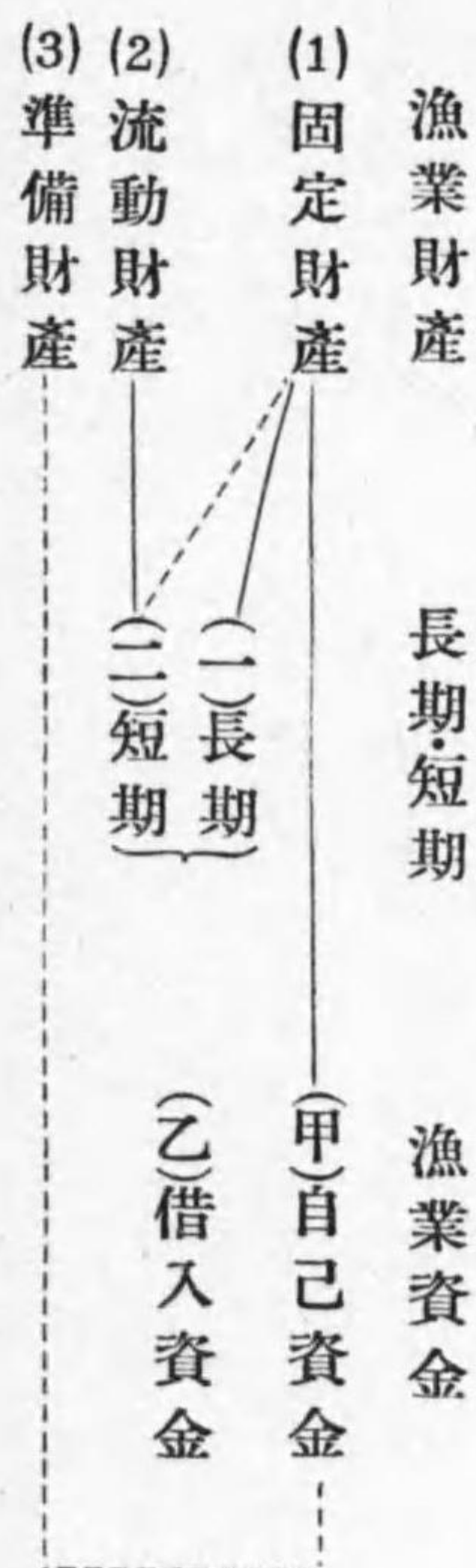
の動産の上に先取特權を取得する。即ち、(ア)漁業用動産又は漁業生産物の保存のための資金貸付については、それを以て保存した動産の上に、(イ)漁業用動産の購入のための資金貸付については、これを以て購入した動産の上に、(ウ)水産養殖用種苗又は餌料の購入のための資金貸付については、これを以て購入した種苗又は餌料で養殖した物の上に、それ／＼先取特權を取得する。先取特權を取得すべき動産は、(ア)石油發動機、(イ)餌料又は餌料の調製加工機、(ウ)總噸數二〇噸未満又は積石數二〇〇石未満の漁船、但し五噸未満又は二〇石未満の漁船にあつては發動機備付のもの又は長さ七メートル以上のもの、(エ)種苗・餌料。

漁業者又は經濟行爲を營む漁業組合が信用組合又は漁業組合から資金を借受ける場合には、前記漁業動産に抵當權を設定して擔保とすることができるとができる。

第四節 漁業資金の融通上の一般的性質

一、一般漁業資金の融通上の性質

(一) 一般漁業資金の構成と要件 金融上より見ると、個別漁業経済は財産面と資金面とに分れる。前者に於ては、(ア) 固定財産、即ち漁船・漁業設備のやうに漁業経営上長く利用し得るもの、(イ) 流動財産、運轉財産、即ち燃油・餌料の如く一回で利用し盡されるか、漁獲物の如く販賣して貨幣に代へるべきもの、(ウ) 準備財産、即ち不時の用意と事業擴張のために準備するものがあり、後者に於ては、(ア) 自己資金、即ち漁業者自ら所有する資金、(イ) 借入資金(他人資金) 即ち他人から借入れた資金があり、借入期間によつて長期借入資金・短期借入資金とに區別でき、次に示す通りである。



漁業経営に於て収益性、即ち一定期間に擧げられる漁獲物賣上総額と漁業資金総額との比率を大きくするには、それに適した財産構成・資金構成及び兩者の適應關係を保持せねばならぬが、それには次の要件を充たすことが必要である。

(ア) 漁業経営の緊張性を大ならしめること。即ち固定財産の利用程度を高めることで、固定財産と流動財産との比率で示される。

(イ) 漁業経営の安全性を高めること。即ち漁業財産が漁業経営を一定の状態に連続せしめ得ること、固定財産と自己資本との比率又は準備財産の大小によつて示される。

(ウ) 漁業経営の流動性を大ならしめること。即ち漁業財産の換貨性、漁業経営の支拂能力を大きくすること、流動財産と短期借入資金との比率で示される。

(ニ) 一般漁業資金の融通上の性質 資金は各種の形の財産となり、これ

を利用して漁獲物を得、漁獲物を貨幣に換へて、それを以て財産の減價を回収し、且充實させるのであるが、漁業資金はこの轉形の圓滑な進行の點から見ると、概ね次のやうな性質をもつてゐる。

(ア) 漁業財産の性質 (1) 固定財産について見ると、①それ自身の價值が低く、②融通性に乏しく、③それらの保持が困難であり、④價值の評定が困難であり、⑤利用期間が短い等のために、十分の價值をもち得ず、(2) 流動財産について見るに、その價值を決定する重要要素たる漁獲物は、①漁獲量が不定で、②耐久性・輸送性・貯藏性に乏しく、③價格の變動が著しく、④取引上の漁業者の地位が不利である等のために、一般にその價值は低い。

(イ) 漁業収益の性質 漁業經營を全體として見るときは、漁業収益が問題となるが、これを決定すべき漁獲物賣上高について見ると、①漁獲量の豊凶が不定で、②漁獲物は商品性に乏しく、③價格の變動著しく、④漁業者の取引上の地位が不利である等のために、漁業資金の融通上有利・安全・確實

な要件を十分に具備してゐない。

二、一般漁業資金の需要・供給及びその適合

(一) 一般漁業資金の需要の性質

(ア) 漁業者の資金需要の四方面 (1) 固定資本の需要は長期借入に、(2) 流動資本の需要は短期借入に、(3) 貨幣の需要は手形割引によつて充たし、(4) 生計維持上必要な資金は特別な方法によるが、我が國の如く生業的漁業經濟が重要な地位を占めるところでは、この種資金の需要とその充足方法との適合が混亂してゐて、合理的ではない。

(イ) 漁業資金需要の増大と緊迫 漁業の發展は、漁業經營の大規模化と固定財産の重要性の増大とを來すので、金融上不利な地位にある漁業者の漁業資金に對する需要は、前記の各方面に於て甚だ緊迫的である。

(ウ) 漁業資金需要の季節的並びに地域的偏在 固定資金については大した影響はないが、流動資金についてはその需要の偏在が重大な影響を

及すので、合理的な調節組織により漁業資金の需要を充たす必要がある。

(二) 漁業資金供給の可能性

(ア) 漁業経済内部の供給の可能性 漁業者の経済条件は頗る不利ではあるが、なほ相當の遊資がないではない。即ち、(1) 漁業者の生活費中一時支出されず貯へられるものの額は、個人としては少くとも、これを集中すれば相當の額になり、(2) 経営資金中にも、① 固定資金償却費、② 準備金、③ 漁期切上げ後次の漁期の開始するまでの休眠資金の如きがあり、保険の掛金も漁業資金の供給源として役立つ。

(イ) 国民経済における供給の可能性 これは前記のものに比べて頗る豊富であり、漁業資金として利用する方法を講ぜねばならぬ。

(三) 漁業資金造成の方法 分散してある遊資は種々の方法で集中されるが、次の三つに大別できる。

(ア) 預金 長期預金(定期預金・据置預金・貯蓄・信託)と短期預金(當座預金・特

別當座預金)

(イ) 保険収入

(ウ) 債券發行

(四) 漁業資金貸付の方法

(ア) 長期貸付 證書貸付(定期償還貸付・年賦償還貸付)と證券投資(漁業會

社の株式・社債の買入)

(イ) 短期貸付 當座貸越と手形割引

(ウ) 擔保貸付又は無擔保貸付

(五) 漁業資金の需給適合 折角造成された資金も、需要者又は供給者側の事情により圓滑に融通されないことがある。したがって兩者共に改善すべき點が多い。

(ア) 資金需要者の注意すべき點としては、(1) 漁業經營の特質たる収益の低小・不安定・不確實を除くことである。それには各種漁業の組合せと轉

換による多角經營を組織し、漁業組合により漁業經濟の基礎を確立強化することなどが必要である。(2)又漁業者の生活を合理的にし、不要不節制な消費經濟の弊風を矯正し、節制あり貯蓄に精進する美風をつくることも肝要である。このためにも漁業組合の健全な發達が望ましい。企業的漁業については、企業合同による合理的組織と、漁業經濟の統制ある秩序の建設をはからねばならぬ。

(1)資金供給者の注意すべき點としては、(1)漁業信用能力を測定すべき施設を講ずること、(2)漁業資金の貸付にあつては、各種各地の漁業に分散して貸付け、危険の分散と資金の流動とをはかること、(3)漁業収益に應じた償還方法を工夫し、長期に互る貸付を可能ならしめることなどが必要である。

要するに漁業金融に系統ある組織を確立し、漁業収益平衡の施設を講じ、以て漁業資金の需給調節を適合すべきである。

三、公共的漁業資金の融通 漁業及び水産業に關係ある事業で、公共事業の性質をもつものが少くない。漁港の修築、魚市場の開設、水産増殖事業等がその例で、これらの公共事業は國家又は地方公共團體もしくはその補助のもとに、公共的な水産團體や漁業組合が營むことが適當である。國家又は地方公共團體はその財源を租税に求めるほか、國債又は地方債によることもできる。又漁業組合は産業組合中央金庫からの貸付を受けるほか、國家及び地方公共團體から補助金及び低利資金の融通を得て、所要資金を調達することができる。

第五節 漁業金融經濟組織とその統制

一、漁業金融の自由營利組織 自由主義經濟組織は只管に營利を追求することを許したため、漁業金融は從來極めて非系統的な、複雑な組織のもとに營まれて來た。即ち、金融機關の數が多く、その各の間に連絡が乏しいのみならず、互に競争して資金を融通せんとし、又漁業者間には一層

はげしい資金借入競争が行はれた。金融機關はその資金運用につき、(イ)支拂準備力の充實、(イ)預金と貸付・投資との適合、(ウ)預金利子と貸付利子との適合をはかり、資金の収益性・安全性・確實性・流動性を確保することに努めねばならぬから、資金は高い利子と價値の大きな擔保とを供し得る方面にのみ流れ行くことになり、如何に國民生活上重要視すべき漁業でも、以上の要件を具へない限り資金の融通を受けることができず、徒らに高利債を仰がねばならぬのであつて、かゝる金融方法は漁業者自身にとつても國民全般から見ても、不合理な結果を來すのを免れない。

二、漁業金融の統制 上述の弊害を除き必要な資金を必要な方面に融通し、漁業者の貯蓄増加をはかり、且これを集中して資金化するには業者間の自治的統制や漁業者の自覺が必要であるが、未だそれだけでは十分にその目的を達することはできない。國家が強權力による統制に乗出し、漁業金融の系統的組織を確立し、漁業者及び漁業金融機關をして統制

に協力せしめ、國家の要求する漁業の發展を促進するに足る漁業金融の實を擧げるに努めしめねばならない。

第五章 大東亞水産開發と水産報國

一、我が國民經濟の永久的繁榮をはかるには、日・滿・支を一環とし、大東亞を包容して自給自足の共榮圏を確立し、圏内の資源を開發し、大東亞住民の厚生をはからねばならぬ。大東亞建設の目的は、大東亞の各國家及び各民族にそのところを得させ、我が國を中心とする道義に基づく、共存共榮の秩序を確立するにある。故に、我が水産業も大東亞建設の目的に照らして、圏内の水界資源を開發し、圏内住民が水産物を完全に利用できるやうにすべき任務を負ひ、我が水産業者は大東亞住民を率ゐて、水産開發の大業を成就せねばならぬ。

二、地圖を開けば、大東亞共榮圏は海洋圏たる性質を帶び、海洋制覇の意

義の特に大きいことを認めねばならぬ。食糧資源について見ても、海洋によつて食糧補給の道を確認することが必要でもあり、可能でもあることは、次の大陸棚分布状態によつても明かである。

- (一) 日本内地沿海 七七(萬平方哩)
- (二) 臺灣・朝鮮・關東州沿海 五〇"
- (三) ベーリング海 三二〇"
- (四) オホーツク海 二〇四"
- (五) 支那東海及び黄海 二六一"
- (六) 南支那海 一二四"
- (七) ホルネオ海及びジャワ海 五二八"
- (八) アラフラ海 二七七"
- (九) バンダ海・スル海・セレベス海 二六九"

總面積二、一一〇萬平方哩の海洋漁場は、既に我が國をはじめ大東亞の諸國及び諸民族が開發してゐるが、なほ廣大な未開發部分が殘されてゐ

る。更に、大東亞海洋漁場の外縁海域として、北にはアラスカ近海及び北氷洋が、南にはオーストラリア東南部近海・ニュージーランド近海及び南氷洋が、西には印度近海及びアフリカ東部近海が、東には中南米近海に至る漁場が廣がり、大きな水界資源圏を成してゐる。又海洋漁場以外に、大河長江・大小湖沼等の陸内水面も淡水漁場として、内奥地住民の開發利用を待つてゐる。

三、日本漁業による海洋漁場開發の概況は、次の通りである(單位千萬貫)。

(一) 日本内地沿海漁獲高	一〇六	沿岸漁獲高	八八
		遠洋漁獲高	一八
(二) 外地漁獲高	四七三	臺灣(沿遠計)	三
		朝鮮(〃)	三四
		關東州(〃)	二
		南洋廳管下(〃)	〇・三

(三)北洋漁獲高(ベリリング海及びオホーツク海)

六

(四)支那東海・黄海・南支那海漁獲高

六

總漁獲高中内地に於て消費される推計總額は、約一〇億貫であるが、これだけでは標準水産蛋白質攝取量(一人一日一七瓦)の約半を供し得るだけで、國民食糧の確保と體位の向上とに十分であるとはいへない。故に、我が國は勿論、共榮圏内の水産資源開發には今後大いに努力するところがなければならぬ。

四、大東亞住民は、すべてその生活慣習及び生活程度に基づき、低廉な水産食糧に對する需要が多く、又十分な供給をなし得るはずであるのに、事實その開發・利用が不十分であるのは、(ア)漁撈技術が概して幼稚・拙劣で漁獲能力が低く、水産加工の方法が粗略で水産物の利用價值を高めることができず、漁業施設の不備であることと、(イ)大東亞の天與の水界資源は、大東亞住民の福祉のために開發されずに、久しく歐米資本主義の支配下に

あつて、その犠牲となつてゐたこととによる。

五、大東亞の住民が各、そのところを得て、共存共榮の自主的生活圈を確立するには、十億住民の協力によるべきはいふまでもないが、我が國民がこれを指導せねばならぬ。水産業に従事する者は、我が國を中心とする総合的な大東亞水産開發の計畫を樹て、開發すべき海區と漁業種類とを選定し、資材・勞力・設備を合理的に配置し、八紘爲宇の精神を體し、報國の念に燃え、その優秀な漁撈技術・水産物利用技術・水産業經營の技能・水産經濟施設の整備・運營の能力を擧げて、天與の水産資源を十億住民の福祉向上のために開發せねばならないのである。

昭和十八年三月十五日印刷
昭和十八年三月三十日發行
出文協承認 三〇七五號
(三、〇〇〇部)

● 水產經濟
〔定價金五拾五錢〕

著作權者

財團法人 實業教育振興中央會

發行者

東京市麴町區五番町五番地
實業教科書株式會社
代表者 取締役社長 倉橋藤治郎



不許複製

印刷者

東京市牛込區市谷加賀町二丁目十二番地
(東東一) 大日本印刷株式會社
代表者 青木弘

發行所

實業教科書株式會社

(出文協會員番號一一二五七二)
東京市麴町區五番町五番地
電話九段(33) 〇三七四・二二七七番
三五八一・四四一三番

配給元

東京市神田區
淡路町二丁目九番地

日本出版配給株式會社

終

